

土佐藩初期藩政の展開と郷士制度の役割

石 躍 胤 央

【要約】郷士制度は旧土豪・旧在地家臣に対する懐柔策として、またそれ故に藩体制の中に占める位置は副次的な機構として理解されてきた。ここでは土佐藩における郷士制度を初期藩政との関連で、その果す役割についてみた。主体的・客観的諸条件に規定されて展開する藩政は、慶長―元和期には幕府の過重軍役によって生じた走り者対策を重要な課題とした。また、寛永―寛文期は元和末年に藩財政の窮乏として表面化した藩体制内部の矛盾を克服することを課題とした。これらの課題をめぐって展開される藩政の中で、郷士の果した役割は一貫して地方支配の強化に重点がおかれてはいたが、村役人庄屋型、地方官僚型、初期藩営商人型と機能の上から三型にわけられるように、その活躍分野は各方面におよんでいた。土佐藩で郷士が初期藩政において重要な役割を果したのは、家臣団の量的不足という主体的条件と耕地の隘少性・山林の広大性からくる生産力の低さという客観的条件に規定された土佐藩の家臣団編成が郷士制度を必然化したことよってである。

はじめに

幕藩体制の成立には兵農分離すなわち、家臣団の城下町集住が一般的な前提条件となつている。しかし、水戸藩の初期郷士^①あるいは藤堂藩における無足人、紀州藩の地主^②などの例にみるように幕領・諸藩の成立事情によつては必ら

ずしも、兵農分離が貫徹されてはいない。これら転封の場合、新領主は旧領主の遺臣の反抗を避けるために兵農分離な彼等を地方支配機構の末端にすえて、藩体制を成立させている。また、転封とは異なるが領国の削減ということのために逆に家臣を土着させて郷士制度を成立させた薩摩藩^③の例もあげられる。それだけが兵農分離が不徹底な上に

藩体制を成立させていくのであるが、その過程で郷土制度は如何なる役割を果たしたのであろうか、旧勢力との一時的な妥協ということにしかその役割はなかつたのであろうか。ここでは土佐藩の場合をとりあげて藩制確立期における藩政との関連において郷土制度のもつ役割について検討してみたい。

土佐藩の藩制確立を問題とする場合、まず問題とされるのは野中兼山の諸政策であろう。周知のように野中兼山は寛永十三年二十二歳の若さで土佐藩二十四万石の奉行職に就任して以来、寛文三年深尾一派に追われるまで、約三十二年間藩政の中核にあつて采配をふるつたのである。その諸政策は、強制的夫役労働徴発にもとづく土木事業・郷土取立による新田開発・殖産興業・専売仕法などの事業として正保から寛文にかけて展開している。

諸先学の研究^⑤は、これら野中兼山の諸政策を藩体制確立期の政策として位置づけ、その内容を究明するべくなされた。しかし、従来の研究は野中兼山のおこなつた諸事業の内容追求に終始した観がある。郷土制度と新田開発、

殖産興業と専売仕法——これらの関係については論究されてはいるが、両者の相互関係すなわち野中兼山の諸政策なり、諸事業なりの相互の関係、言葉をかえていえばそれらの基軸となつたものがなんであつたかが明確にされていない。このことは、とりもなおさず藩の政策としては把握されているが、藩体制確立過程のものとして十分に仕置づけられていないことを意味している。

先に拙稿「土佐藩『寛文の改替』の一考察」において、野中兼山の諸政策遂行の基軸となつたものが郷土制度であつたとした。これは兼山のおこなつた土木事業にせよ、新田開発にせよ、また殖産興業・専売仕法にせよ、それらが実現可能であるためには土佐藩における地方支配体制の確立が前提されることが必要であり、しかもこの前提条件をつくりだしたものが郷土の起用・郷土制度の整備であつたと考えたからである。

とはいえ、郷土制度によつて土佐藩における地方支配体制全般をかたろうとするわけではない。慶長年間に——おそくも十年までには——体制的には地方支配体制は成立していたし、それよりもはやく入国直後の慶長六・七年にお

こなわれた家臣団への知行割をつうじて貢租夫役負担農民の掌握は、まず完了していた。土佐藩における郷士制度の地方支配体制に關してもつ意義は、一には以前に倍化してその体制を強化したこと、また郷士制度という副次的な機構の新設によつて有能な封建官僚を育成・登庸することができたことなどに一応もとめることができる。

この論稿では、さしずめ地方支配にもつ郷士制度の役割を考究し、ひいては野中兼山の諸政策遂行にさいして、その基軸となつたことをあきらかにしたい。このことはとりもなおさず土佐藩における藩体制確立期における郷士制度の役割をあきらかにすることにもなることと思う。

- ① 瀬谷義彦氏「水戸藩における郷士制度の史的考察」『茨城大学文学部紀要』Ⅰ
- ② 寺尾宏二氏「無足人の研究」『経済史研究』一六卷四・五・六号
- ③ 久保文雄氏「伊賀無足人制度の考察」『日本史研究』一五号
- ④ 伊東多三郎氏「近世封建制度成立過程の一形態——紀州藩の場合」『社会経済史学』一一卷七・八号
- ⑤ 川村洋氏「薩摩藩に於ける郷士制度の一研究」『南国史叢』Ⅰ
- ⑥ 入交好脩氏「日本農民経済史研究」・『徳川幕藩体制解体過程

の研究』下巻

小関豊吉氏「寛文の改替について」『土佐史談』二四号

辻重忠・小関豊吉氏「野中兼山」

松好貞夫氏「野中兼山と土佐藩政」『土佐史談』二七号

広谷喜十郎氏「土佐藩政確立過程と商業資本」『土佐史談』復刊一五号

Ⅰ 初期藩政を規定した諸条件

土佐藩が成立したのは山内一豊が入部した慶長六年（一六〇一）であつた。山内一豊ははじめ豊臣秀吉に属し、天正元年（一五七三）近江長浜に四百石の禄をうけてから播磨印南郡、若狭高浜、ふたたび近江長浜と転々とするなかで大名に立身し、土佐に国替される前は遠江掛川で五万石を給されていた。関ヶ原の一戦における勲功で、一躍土佐国二十万二千六百石の国持大名に取立てられたのである。山内氏は島津氏や佐竹氏などの守護大名に系譜をもつ旧族大名とはことなり、数度の転封をつうじてすでに兵農分離を完了している典型的な新興大名であつた。したがつて、山内氏の土佐転封には、旧来の権力基盤からの強制的離脱と

を確立させることにこそ、その目的が集中されていたといえる。

さて、土佐藩における藩権力の主体的条件を考えるならば、それは第一には山内氏が新興大名であつたこと、第二には土佐二十万石に相応した家臣団の増強編成が必要とされたことが指摘できる。

掛川五万石から四倍強の土佐一国への転封——このことは当然のこと家臣団の量的増加を要請している。山内氏が旧領からともなつた知行取家臣は百六十五人であつた。新規召抱知行取家臣は一豊在生中に八十二人をかぞえ、慶長十年頃には二百四十七人となつているが、召抱は入国時に集中していたものとみえ、寛文三年には二百六十八人であり増加していない。^③石高と知行取家臣数との関係はそれぞれどの藩のもつ特殊事情に規定されているのでかならずしも比例関係にあるものとはいえないが、他藩と比較した場合、土佐藩の二十万石に対する二百五十人前後というのは、たとえば会津藩（親藩）二十三万石が寛文五年に知行取家臣五百八十九人を擁していたのに比して少ないということ^④ができればよい。天明元年には知行取四百三十九人と会津藩の

それに接近してはいるが、土佐藩では藩政初期をつうじて藩権力の軍事的基盤である家臣が量的に不足であつたことが一つの特色をなしていたのである。

つぎに客観的諸条件であるが、その第一としては土佐における後進性をあげることができる。前国主長宗我部氏は天正十三年（一五八五）土佐一国に封じこめられて後、みづからを近世大名に転化すべく知行割、あるいは大高坂・浦戸など城下町の建設等をつうじて在地給人^⑤一領具足の兵農分離をはかつたが、いづれも不成功に終つてゐる。また、天正十五年（一五八七）に着手された検地も真に太閤検地というにはほど遠く、多分に「給人を対象とした知行坪付状の性格^⑥」をもつていたのである。したがつて、そこには政策的には隷属農民の自立化はほとんどみられない。入国時の混乱に際して一領具足にもなわれた走り百姓の多出したことは、両者の緊密な関係の一端を披歴しているといえよう。

この土佐における兵農未分離状態は生産力の低さによるものであるが、そこには推定ではあるが耕地面積が領国の僅か四・五%で、八〇%が山林であつたという自然

的条件がよこたわつていたことを考慮せねばならない。かかる耕地面積——可能部分を含めたとしても一〇%にみたない——の隘少性は初期藩政を規定した第二の客観的条件でもあつた。^①

第三の客観的条件として土佐藩に課せられた過重な軍役があげられる(70頁附表参照)。それは慶長十一年(一六〇六)の江戸城普請手伝いにはじまり、元和・寛永にかけて、ほとんど毎年のようにかけられている。中でも慶長十五年の尾張名古屋城の普請手伝がもつとも重課であつた。その期間は三月から八月までの六ヶ月間の長期にわたつている。

この時土佐藩では家臣の知行高百石に付平均一人の人力役をかけ総計千六百三十二人余の人力役を出している。また大阪冬の陣では九千四百人が出兵した。^②

第四としては、走り者の多出があげられる。現象的には入国時の混乱に端を發しているといえるが、その内在的要因としては以上のべてきた初期藩政を規定した三つの客観的条件がそのままあてはまる。すなわち後進性・耕地の隘少性は隸屬農民の自立化の緩慢さをしめし、軍役負担の過重はそれだけ農民負担の重さを示しているといわねばなら

ない。上層から下層へと転稼されていく課役負担、それらは代官・給人等の過酷な誅求、あるいは主人の虐使となつて走り者を生み出す直接の原因となつた。この走り者の多きは耕地の荒廢・労働力の不足をもたらし、藩の貢租夫役徴収に支障をきたした。^③

第五として、天然資源である材木をあげることができよう。先述したように土佐藩の領国の八〇%は山林であつた。このことは生産物地代の増徴には否定的な役割を果しはしたが、白髪山・魚梁瀬・大野見などの美林から伐出される良材は、貨幣経済にまさきこまれ常にその不足にあえぐ藩庫をうるおす一大資源であつたといえる。また軍役を材木で代納することもできたのである。

以上みてきた主体的・客観的諸条件が相互に関係作用しながら土佐藩の初期藩政を規定していく。自らは典型的な近世大名であつた山内氏が、転封の第一使命である土佐の近世化を遂行するに際して複雑なコースをたどらざるをえなかつたのはかかる諸条件の存在したためである。

① 「御家伝記」『土佐国群書類従』卷一九所収

② 拙稿「土佐藩における近世化政策の展開」『日本史研究』四

（五号）参照

③ 伊東多三郎氏「幕藩体制」（アテネ文庫）

なお伊東氏が譜代藩の典型とみなされた酒井氏十四万石庄内藩の場合は明和七年に知行取が四九四人いた。

④ 平尾道雄氏「高知藩財政史」

⑤ 横川末吉氏「長宗我部地檢帳の研究」

⑥ 近世村落研究会編『土佐国地方史料』解説（豊田武・横川末吉氏執筆）

⑦ 高知県は現在でも全面積の七四％が森林、六一％が耕地原野となつている。森林率は全国平均の六一％よりも高い。

⑧ 「奈古屋御普請御家人役帳」（『藩志内編』3巻所収）

⑨ 平尾道雄氏「稿本忠義公紀」I

⑩ 前掲拙稿参照

II 初期藩政の展開

先にみた諸条件に規定されて展開する土佐藩の初期藩政は、元和末年から寛永初年にかけての藩財政の窮乏を転換点として、前後二期に劃期することができる。前期の慶長一元和期は、「当国置目等之儀如前々」という従来^①の体制を踏襲することを前提として、転封の第一使命である土佐の近世化を、藩権力の確立、大名支配権の確立という当面の急務を遂行していくなかで実現していく時期である。元

和末年の藩財政の窮乏は現象的には幕府の過重軍役にその原因はもとめられるが、その実、構造的には旧体制の踏襲ということに由来する貢租夫役の徴収が不完全であつたことに原因があつたといえる。すなわち、慶長・元和期の藩政が近世的体制の確立を志向しながら、その展開過程で一方に旧体制の踏襲という側面を克服しきれずに持続し、他方では幕藩的体制を上から貫徹していこうとする幕府の諸政策——とくに過重軍役——によつて規制されていたということ、このことが藩財政の窮乏となつて元和末年にあらわれたのである。

したがつて、寛永以降寛文にかけての、後期の、いわゆる野中兼山執政時代の藩政の主眼点は、要約していえば、藩財政の窮乏として現象した藩体制内部の矛盾をいかにして克服していくかということにあつたといえる。

a 慶長・元和期

この時期には転封藩として当然のことである藩権力確立——大名支配権の確立を実現させるための、旧家臣団——一領具足の処遇、藩機構の確立、家老の支城駐屯制、家臣団の知行割および軍事的編成、貢租夫役農民の設定・掌握、

本城の構築・城下町の設立などの諸問題が藩政の課題となつてゐる。これらについては、すでに旧稿で詳論してゐる

で、ここでは結果として元和の財政窮乏をもたらしことに帰結した貢租の不完全徴収、その最大の原因が走り者の多出であつたということ。そして、このことが慶長十七年

(一六二二)制定の「忠義法度」七十五箇条中、実に二十二箇条が走り者対策にあてられていたことからも知られるように、藩政の重要な課題であつたこと、しかもその対策が「本在所連れ戻し」を原則とする蔽罰主義に貫抜かれていたがために余り効果的でなかつたということを指摘するにとどめておく。

なお走り者は寛永——寛文期にも発生してゐる。その意味では藩政初期を通じての課題でもあつた。

① 「御手許文書」(『土佐国地方史料』所収)

急度申入候仍其元在所百姓等若山中へ立退候共早々可有還住候 当国置目等之議如前々聊相違有間敷候 縦一領具足罷たり共於令還住は異議有間敷候 其人奉公仕度と申族は可扶持候若又百姓並と申張は何之道ニも相違有間敷候 為其如此候 恐々 謹言

(慶長五年)

十二月十二日

山内修理(花押)

からそめ谷あかをか村
浜五郎兵衛殿

初代藩主山内一豊に先立つて慶長五年十月に土佐に入国した弟康豊の布令は右のほか、同内容のものが十通余り現存してゐる。おそらく土佐全域にわたつて布達されたものと思われる。「当国置目」とあるのは「長宗我部元親百箇条」のことをさしている。

② 前掲拙稿参照

③ 「定法度条々」(『土佐国地方史料』所収) 二代藩主山内忠義の制定した法度。以下「忠義法度」とよぶ。

④ 藩政初期における走り者は康豊布令からも知られるように(註①参照)入国時の混乱から生じた逃散農民であつた。一味同心して他村または隣藩に逃げこむといった藩政中期以降のいわゆる一揆的性格はもつていない。入国時には浦戸一揆や本山一揆など一領具足を主体勢力とする藩権力への組織的な抵抗はあつたが、走り者のそれはきわめて非組織的な抵抗でしかなかつた。

「百姓の下人男女童等はしりこみの事」(第二十一条)、「百姓並名子下人男女等走もの事」(第二十五条)という条文が示すように、走り者には貢租夫役負担農民上層から名子・下人などの隸属までと広汎な農民層がふくまれていたが、走るのはせいぜい家族単位で、しかも個々ばらばらというのが普通であつた。

入国時の混乱は本山一揆の鎮圧で終止符を一応うたれるが、なおも走り者の絶えなかつたのは、(1)過重な貢租夫役負担

(2)代官・給人等の過酷な誅求 (3)主人・使用主等の虐使、さらには (4)防止策としての連坐制などが原因となつている。数的に確定することは不可能に近いが、当時走り者が多出し、このことが藩当局にとつてかなり深刻な問題であつたことは「忠義法度」の走り者関係条項から充分うかがうことができる。第三十六条では「年々國中奉公人并百姓已下まで親類に相かかる故にいつれも令同心他国におよぶ。如此之上は次第に奉公人百姓減少」と、その間の事情を物語つている。また藩がこの対策として奉公人の「置懸り」を規定し、労働人口の確保にとめていることもその深刻さをしめめているといわねばならないであろう。

⑤ 野中兼山治政下の例として一例をあげておく。「下田之ものは江口九郎衛門と官男女拾三人連、是は九郎左衛門と官手切仕候へは、内詰にて戻度候由下田所水主五兵衛訴状致、理相澄則訴状に西山七郎右(衛門)うち判被成也」(淡輪四郎兵衛「万覚并状之跡書共」明暦二年三月廿日)。

b 元和の財政窮乏とその対策

過重軍役を農民に転嫁しきれなくなつた時に、藩は三都商人からの借銀にその活路を見出さねばならなかつた。^①その結果は元和七年(一六二二)、土佐藩では三都商人からの借銀が二、三千貫にたつしたのである。当時土佐藩の表高は二十万二千六百石、実高は「寛永三年御蔵入並御給地

隠^③」によれば二十五万九百七十八石六斗余で、そのうち御蔵入は四万八千四百十九石余であつた。かりにこの御蔵入を全部物成米とみなし、米一石に付銀三十匁替の率^④で換算すれば銀千四百四十貫の蔵入となる。御蔵入を全部借銀返済にあてたとしても二、三年かかるわけである。

かかる藩財政の状況を打開するために、元和七年から寛永三、四年にかけて幕政重職者の支拂、普請役の材木献上による代行、藩政中枢部の強化などを背景にして、借銀返済のための財源獲得政策が展開していく。それは貨幣収入を増加することに集中され、特産物である材木の上方消却、その売上銀による借銀返済ということにしぼられていた。その意味でつぎに述べる諸政策の中で科木役がもつとも重視されていたといふことができる。

①科木役——原則として「一国不残可申付、縦城付又ハ寺社領如何様之理在之共一切有用捨事^⑤」とされ、國中の貢租夫役負担農民にもれなく賦課されるべきものであつた。

一、科木役之事^⑥

國中百姓門^(辛附)家数を以一ヶ年中に二ヶ月耕作之透を以可山入、此外にはからひ在家役不可在之。惣別如此後余多奉行人々へ

造儀不可在之。遠方へ科木山へ入儀迷惑に存者へ、手寄次第いかやうの材木にても一人役に科木三丁つつの以算用丁銀を可相立也。飯米一人に五合宛可遣也。

科木役以外の夫役『「からひ在家役^⑧」を免除し、夫役賦課を一本化することによつて年に二ヶ月間科木山に入らせただのである。また遠方の者に対しては、科木山に入るかわりに、科木山外での材木提出が、一軒につき銀九匁宛の代銀納とした。

⑨反米と借知——知行取家臣に課せられたもので、反米は「三ツ物成にして五分懸り^⑩」、すなわち収入の5%であった。翌元和八年（一六三二）には「一損カカリ」（一割）と倍増し、更には御役知『知行の「式割半^⑪」を藩は強制的に家臣から借上げた。

⑩町役銀・その他——町中へ町役懸銀として五貫目を課した。また代官・奉行等に対しては物成・運上銀の徴収負担額が、野中主計・福岡丹波等の入札によつて決められた^⑫。その課税率、全体の金額など不明ではあるが水主の請銀、諸十分一、浦々五分一などが財源の一部とされた^⑬。

以上の増徴策を通じて藩はつぎのような領内における収

入計画を立てた。その収入予定額は約銀四百三十五貫であった^⑭。

反米	六二貫・〇四〇
入役（一六五人分代銀納）	二二貫・四五〇 ^宛
役銀（借知）	一〇三貫・一〇〇 ^宛
百姓科木役	一九〇貫・？
浦山諸拾分一	？
万小物成	？
運上銀	五八貫・三九〇 ^宛
計	（四三五貫・三九〇 ^宛 ）

このような諸賦課による増収をはかる反面で、緊縮政策をとり経費節約による余剰銀を生み出そうとしたことはいうまでもない^⑮。また財源の涵養をはかる意味から一種の利徳政も行なわれた^⑯。

さて、増徴政策の重点が科木役におかれていたことは以上みてきた如くであるが、財政窮乏をもたらす一因となつた走り者についての対策はどうであつたろうか。まず第一に前期（慶長―元和）にみられた畿覇主義的制裁が全面的に撤回されたことがあげられる。すなわち、走り者の大犯三

ヶ条は除外されたが、他の点については遷住を条件にして「如何様之罪科たり共命有免」^②、さらに「年貢引負又は借物うけかかり、うりかけ、かひかけ以下いかやうのかまひありといふとも可相捨事」^③としたのである。つぎには走り者の未然防止という意味で、夫役を科木役に一元化するために他の諸役の撤廃あるいは軽減を行なつたことがあげられる。すでに述べたように科木役以外の柄在家役が撤廃されたこと（給人の百姓私役は「役家一間に付、老ヶ年に十日宛」と制限された）、あるいは宿送、助郷役が停止されたことなどがそれである。第三には特典を設けて新田開発を奨励し、それを通して遷住者の再生産を可能ならしめようとしたことがあげられる。^④

以上の諸政策——とくに財源獲得のための増徴政策は、その重点が科木役におかれていたことに特徴的にあらわれているように、それは生産力発展による生産物地代の増収をはかつたものではなく、きわめて応急的な処置であり、持続性のない臨時的・一時的な政策であつた。かかる増徴、収奪政策を通じて元和九年（一六三三）に借銀の過半を返済し、寛永四年（一六二八）には皆済の運びとはなつた

が、^⑤しかし藩財政窮乏の原因である貢租の不完全徴収が体制的に克服されたわけではなかつた。その克服のためには、貢租徴収体系を藩財政——全国的経済との結合なしにはその窮乏化をまぬがれない——に照応したものに再編成すること、同時に本来的な貢租である生産物地代の増徴、とくに貨幣徴収源の質的拡大をはかること、すなわち全国的経済に照応した領内市場を形成せしめることが必要であつた。このことは入国以来とられてきた「当国置目之儀、如前々」という旧体制踏襲政策との離別を意味している。すなわち、中世的土豪百姓に現実的な基盤をおき、生産物地代よりも労働地代徴収に重点をおいていたことからの脱却であつた。具体的には検地、新田開発、田懸役銀、田銀の設定などの政策となつてあらわれている。

検地——所謂「村上検地」とよばれている検地で、藩政改革の第三年目である元和九年（一六三三）から寛永三、四年にかけて実施され、「國中蔵入并所々城付諸給人知行何モ不残可相改」と出目の増加、上知などの調査が行われた。結果は三万三千八百石余が上知による御蔵入とされた。^⑥また、注目すべきはこの検地によつてはじめて山内氏は独

自の検地を行なつたということである。入国直後の慶長六、七年（一六〇一・二）に家臣団の知行割、貢租夫役負担農民の設定、知行地付による掌握等を行なつたが、これは長宗我部地検帳にもとづいたもので、山内氏独自のものではなかつた。土佐藩ではこの「村上検地」を通じて貢租夫役負担農民の再設定を、基礎構造に即応したものととして実現し、貢租徴収体系を再編成しようとした。これは後述する田懸役銀・田銀の成立によつて現実化したのである。

新田開発——慶長年間にすでに政策として実施されているが、藩が積極的に貢租増徴を目的としておしすすめるのは、この時期以後のことである。ここでは、「諸村荒地三ヶ年作取之事」——物成の免除を条件に開発を奨励する段階にとどまつていた。

田懸役銀・田銀の設定——いかに他夫役の制限、軽減が行なわれたとはいえ、年二ヶ月という科木役は過大な課役であることには相違ない。実施後一年目の元和八年六月には、「今度ノ過役百姓ノ浮沈ニ係リ、在所ヲ脱去シ、荒所ト成モ丹波新政ノ故」と非難される有様であつた。そして「國中百姓共科木役、去年一ヶ月分被仰付候、調申由承及候、

当年又二ヶ月分被仰付候」と半減したり、復帰したりする動搖を禁じえなかつたのである。かかる事態に対処して藩は漸次、科木役の銀納化をはかつている。元和年間には科木役にせよ、その代銀納にせよいづれも「門苧家数」が賦課基準であつたが、寛永に入るとまず里方が地高基準の銀納（本田一反ニ付銀七分）にvari、ついで山方にまで及び、寛永四年（一六二六）の田懸役銀・田銀（田畠一反ニ付銀六分）の成立となるのである。

一 國中百姓 田懸去年者田畠壹反ニ七分宛召置候 打続さやうに成間しき之条当年者壹反ニ付六分宛ニ相定候間 得其意可申付事、（寛永四年一月二十二日）

この科木役の銀納化——田懸役銀・田銀の成立は、門苧家数から地高へという賦課基準の変化を背景にしているが、この賦課基準の変化、すなわち地高基準になつたことは、貢租徴収単位が所謂初期本百姓から本百姓一般へ移行したことを示している。そして、このことを可能ならしめたのは村上検地であつたのである。

かくして成立した近世的貨幣貢租・田懸役銀は、その後田銀と呼称は変わるが、寛永四年以降、ことに野中兼山の執

政時代に恒常的なものとされていつた。^④

以上、土佐藩における元和末期の財政窮乏とその対策についてみてきたのであるが、つぎのように要約することができる。

①三都商人からの借銀は、科木役を中心とする過重課役と借知とによつてもかくも返済することができた。しかも、特産物である材木の上方消却によつてなされたということは、藩財政が全国的経済との結合なしには、その窮乏化を克服しえないことをしめしている。②借銀の返済ができたとはいえ、財政窮乏となつて表面化した藩体制内部の矛盾それ自体については解決への糸口を見出したにすぎない。したがつて、藩財政の恒常的な窮乏化が潜在していた。③解決の糸口は、新田開発あるいは、村上検地を通じて新たに貢租負担農民^①本百姓の設定掌握を行ない、科木役を田懸役銀^②田銀化しようとしたことなどにみとめられる。④また、このことは幕藩制の規制——過重軍役に特徴的にみられる——への対応としての、藩内における近世的貨幣貢租徴収の体制的成立を志向しているといえる。⑤しかし、問題の解決は、田銀の成立が確定するのが野中兼山執政時

代であることにしられるように、寛永中期以降にもちこされていく。

①「普頭記ニ右御借銀ハ京都岸部屋五郎右衛門・袋屋宗古・菊屋宗徳・岩屋紹回方様に有之の由見へたり」（『南路志』五五巻）

②「福岡丹波・野中主計御国政ヲ議セル時、丹波申ケルハ御借銀己二千貫目ニ過キタリ、其利ヲ加テ式千貫目ニ及ン事眼前ニアルヘシ」、「同七年辛酉、当時御借金三千貫目ニ至リ、且近年累リニ幕府御普請アリ、竟ニ御公役弥御逼迫ニ至ラン」（『藩志内篇』IV）

③ 高知県立中央図書館蔵

④「藩志内篇」IVの記事によれば、元和七年は「三ツ物成」であつた。

⑤「読史備要」金銀米銭相場一覽、元和八年の項。

(イ) 幕府重職の支援—上方借銀ハ雅楽頭忠世殿、藤堂和泉守高虎殿御算計ヲ以テ数年ノ御国債ヲ御償アリ、又町人等ヘハ松平隠岐守殿御算計ヲ以テ年賦ニ御償アリ、総テ所可代板倉伊賀守殿ノ御指図ヲ頼ミ給ヘリ

(ロ) 藩政中枢部の強化—深尾和泉を國政の後見役とし、御蔵入のうち巻万石を借銀返済用として預けた。また新たに福岡丹波・山内巻岐を仕置役に加え、寺村淡路を奉行職に任ずる等藩政中枢部の強化をはかつた。改革にあつたの諸政策の発案は福岡丹波がなし、合議によつて決定された。

(ハ) 普請役の材木による代行—借銀の直接の原因となつた幕府

の普請役については元和七年六月、藤堂和泉守を介して、老中に以後普請役を村木によつて代行すること願ひ入れ、「向後村木ヲ以御普請役ヲ勤サセ給フヘク旨」の許可を得た。この普請役の村木による代行という処置は借銀の増加を阻止する応急処置であつた。(引用史料は『藩志内篇』IV所収)

⑦ 「定高札」第二十四条(『土佐国地方史料』所収)

⑧ 同 第八条

⑨ 柄在家役は、この段階では農漁民に対する一種の地域的臨時課役であつた。

⑩ 「百姓ハ芋家役を以年中ニ三ヶ月御雇、遠方之者ハ、一軒ニ銀九匁宛差上」(『南路志』五五巻)

⑪ 「定高札」第十五条

⑫ 元和八年三月十五日「御仕置定目」(『藩志内篇』V所収)

⑬ 元和八年八月十四日「御仕置定目」(『藩志内篇』V所収)

⑭ 元和八年八月十日「定目」(『藩志内篇』V所収)

⑮ 註⑫

⑯ 「定高札」第九十三条

⑰ 註⑫

⑱ 「定高札」には「諸職人不入者扶持をはなすへき事」(第七条)「諸代官諸奉行手前遂穿鑿改替事」(第二十一条)「衣裳以下之事」(第三十二条)「振舞事最前如申定たるへき事」(第三十三条)等の規定がある。

⑲ 「國中百姓並浦々水主以下」「家中諸奉公人借物糶米並金銀何にても利息分可用捨」と利息の切捨を行い、「来年之秋本分

にて可相済」(『定高札』第二十九・三十条)とした。翌元和八年には「利徳政三ヶ年之事」(註⑬)と年期を延期した。

⑳ ㉑ ㉒ 「定高札」第一・二・四條

㉓ 山内忠義・村上八兵衛宛書状(『土佐国地方史料』所収)

㉔ 「元和八・九年之内、過半御返弁」(『南路志』五五巻)

㉕ 山内忠義・野中玄蕃宛書状(『藩志内篇』IV、寛永四年所収)

「其方色々被入精候故、当年中借金弘切候へん様ニ相聞大慶此事ニ候、此上万事弥せいる被出候議專要ニ候」。また、『南路志』五五巻は「寛永二年野中玄蕃に被仰付、鉄炮之者百人召抱村木為仕、三四年以後御皆済之由承伝之事」と記している。

㉖ 秋沢繁氏「土佐藩の『田銀』の成立について」(『土佐史談』復刊一六号)

㉗ 「可相改条々」(『土佐国地方史料』所収)

㉘ 寛永三年「御蔵入並給地帳」(高知県立中央図書館蔵)

㉙ 横川末吉氏「長宗我部地帳の研究」

㉚ 前掲拙稿

㉛ 註⑱

㉜ 元和八年六月十二日「就科木役百姓善悪否」(『藩志内篇』V所収)

㉝ 元和八年十一月十四日、野中玄蕃・山内備後・寺村淡路・深尾主水・山内志岐・福岡丹波等の「上書」(『藩志内篇』V所収)

㉞ 「百姓田懸役銀之定」(『藩志内篇』VI所収)

㉟ 秋沢繁氏前掲論文参照。秋沢氏は田銀の系譜を近世初頭の他

国送夫、陣夫中心臨時不定量夫役↓科木役↓田銀と想定し、その成立については、「科木役が全面的に銀納、地高懸りになることから実質的には寛永三年、名称的には、同年より寛永十八年迄の間に、田銀は科木役の転化形態として成立したのではあるまいか」、「……明暦期を、実質的内容を備えた、完成せる田銀の全般的確立の時点」としている。

c 寛永—寛文期

元和末年の藩財政窮乏の克服は、大坂を中心として形成されつつある全国の商品流通網——全国的経済への積極的参加によつて一まず成功したのであるが、そのための基盤となる領内市場の形成は先にみたように、全国的経済に充分照応的であつたとはいえない。したがつて、藩財政の恒常的な窮乏化を阻止し、克服していくためには、全国的経済に照応的な領内市場を、城下町を中核として形成していくこと、同時に領内市場の強力な掌握を通じて、藩財政を領内市場と全国市場との媒介環——結節点としての位置に定着させることが必要であつた。^① 寛永・寛文期の土佐藩における藩政は、この課題をめぐつて展開されていく。具体的には土木事業（新田開発・築港）・殖産興業・専売仕法などの政策がとられるが、これらの帰結するところは生産物

地代・米貢租の増徴であり、特産物の強制買上げという収奪であつた。

土木事業 新田開発に直結する治水灌漑工事と、漁業の振興・商品流通の進展に寄与する築港工事とに大別される。治水灌漑工事は表示したように、土佐藩領内に流れる河川全域にわたつて行われている。この結果、『皆山集』の記すところによれば、「四千百十一町三反余ノ耕田ヲ開キ、一千百四十九町ノ悪水ヲ瀉下シテ地味ヲ豊堯^②」にすることとなつた。石高にして寛文三〇五年（一六六三〇五）には二万三千石余^③、貞享元年（一六八四）には七万八千石余の増加となつたのである（なお郷土制度との関連については後述することにする）。

築港工事の主なものとしては、安芸郡で室津港（寛永七年—延宝七年）、津呂港（慶安三年—寛文元年）、香我美郡で、手結港（承応元年—明暦元年）などがあげられる。^④ 三港とも土佐の東灘にある港で、上方への海上交通の要所となつていたところである。この他には幡多郡南端にある柏島の防波堤築造、また城下町高知の外港である浦戸港口に波除を二ヶ所に、海岸は植樹して土砂崩れを防ぐなどの工事を行

主な治水灌漑工事と開発面積

川 溝 名	全 長	開発面積	備 考
物部川流域			寛永16年着工
山田堰	里町間	町反畝	
父養寺川	1.10.	42.0余	
上井川	43.	126.7.6	正保2年完成
中井川	44.	90.1.2	寛永16年完成
船入川	1.24.	342.5.0	万治元年完成
野市上井堰			
野市上井川	1.00.	460.余	正保元年完成
野市下井堰			
野市下井川	1.10.	200.0.0	寛文4年完成
仁淀川流域			
八田堰			慶安元年着工
弘岡井	1.07.	837.余	
大井筋			
…			
鎌田堰			承応3年着工
鎌田溝	1.21.	554.9	明暦元年完成
四万十川流域			
岩田川蔭地溝		60.4	
四箇村溝	57.25	84.4	
中筋川			
本山附近			
宮古野溝	14.4	14.5.8	寛永15年着工
下津野溝	18.53	12.6.	
行川溝	1.04.	8.6.3	
…			
土佐郡北部			
森川	42.16		
新井溝	40.47	36.1.3	
相井川	23.10		
井口溝	20.50	6.9.3	
…			

『皆山集』巻84・87による。

(高知県立中央図書館蔵)

つた。これら諸港の修築工事は、津呂港が「深八尺余、船百五十余艘」を収容する港として完成したことにみとめられるように、船の往來を便利にし、漁業の振興・海上交通の發達をもたらし、ひいては上方との商品流通に資したのである。

さて、これらの土木事業を行なうにあたって如何ようし

てその労働力を投入したのであろうか。

一、従先規田地耆反ニ付、春三人役宛からさい家被召遣御定ニ御座候所ニ、近年御やとひ之柄在家と被仰、壹ケ年ニ三度宛、時之御嫌なく十月十五日、或は廿日遠所より罷出相勤申候。其上百人役にて仕舞兼候御普請場を、廿人役卅人役にて仕舞候へと奉行人張付候故、百姓門帳之外過分にまし人出し申所に飯米

をも不被下候故、高利の借米を以相勤申候。第一作毛仕付時分透致迷惑候事。

放^⑩」という事態にまでなつていた。

これは野中兼山の失脚した後提出された百姓町民の愁訴状^⑨の一条であるが、土木事業にあつての労働力投入の様子をよく示している。農耕期を避けるのが一般的であるにもかかわらず、時を選ぶことなく、しかも長日間の夫役賦課を強制していたのである。その上夫役徴発は門帳の規定以上に増徴するばかりか、工事現場への遠近を考慮せずに行なわれ、現場における労役は「百人役^⑪にても仕舞兼候御

土木事業は新田開発を通じて、即時的ではないが米年貢増徴に、また港湾の修築ということで、国外への商品流通の発展に寄与するものであつた。しかし、その反面においては、土木事業に投入する労働力をうるためにとられた過重夫役賦課が領民の疲弊をもたらし、再生産すら不可能な状態に追いやつていつたのである。そしてこのことが野中兼山が失脚する原因となつた。

普請場を、廿人役并役にても仕舞候へ」という極めて苛酷なものであつた。津呂港普請の際には延人数にして「夫役拾壹万七千五百七拾六人^⑫」が、東灘地方の水主に柄在家役として課せられた。このような過重夫役賦課が領民の再生産を不可能なものにしていつたことは言うまでもなからう。藩はこれに対処して、城銀・城米の貸付を行なつたが、高利貸であつたため再生産に役立つどころか、その破壊を促進することに結果した^⑬。野中兼山の執政末期には「甲浦々安喜迄之内に而、御未進方急に被責男女式百五拾六人、式拾ヶ年参拾ヶ年或拾四五年之年切に、纒之銀子取方々に売

殖産興業と専売仕法 元和末期の藩財政の窮乏、そしてその

の克服を通じて、土佐藩の財政は上方商業資本への依存度をたかめていつた。特産物である材木の上方消却によつて、財政窮乏を克服しえたことにかがわれるように、土佐藩の藩財政はすでに「大坂への投入を続けないう限り、藩財政の再生産^⑭」は不可能であつた。かかる事態に対応していくためには、領内において新たな財源を獲得すること、また強力な商業統制を行い、既存の財源からの収奪を強化すること、すなわち領内における商品生産・商品流通を發展させ、それを強力に掌握することが必要とされた。野中兼山の殖産興業・専売仕法——商業統制はこのような必要性か

ら打ち出された政策であつた。では、殖産興業、すなわち新たな財源獲得はどのような面にあらわれてきたのだろうか。

(1) 一、御国中在々所々に漆の木、桑の木、楮、茶木、植可申候。

楮は何の地にても生立よく候。山掛或は弘屋敷所持の者は杉楡桐松木によらず植可申候。杉なへはふせ付たる又は自家なとに巧者在之候間、逐吟味在々に過分ふせさせ令配分植させ可申候。屋具にも遣可被申時分者、山奉行見立之上を以売買可申付事。

(2) 一、木綿、たばこ、なたね在々の散田に作可仕候。(略)

(「国中掟」)

四木——桑・漆・楮・茶の栽培をはじめとして、杉・楡・桐・松などの植樹奨励、さらには散田への木綿・たばこ・菜種などの植付奨励と数種類におよんでいる。まさに、それは「年貢の便に可成木は植可申」^⑩であつた。他にも鯉鮒の養殖・蜜蜂の飼育、あるいは尾戸焼の創始などがあるが、藩の殖産興業政策の中心は農民的副業の奨励におかれ、一面において農民の単純小商品生産者化を促進し、農民的

商品経済の発展をもたらすこととなるが、これに対し藩は嚴重な統制を加え、農民の手許に余剰の蓄積されることを阻止している。先に引用した史料(1)の最後の部分に示される「山奉行見立之上を以売買可申付事」などそのよい一例といえよう。

藩は殖産興業政策によつて商品作物の発展を促進し、同時に領内における商品流通の振興——領内市場の形成をはかるが、城下町商業の圧倒的優位性を保持するために、藩権力による強力な商業統制政策を展開していくのである。しかも、その商業統制の中軸となつたものは専売仕法であつた。

一、近年直々御商被成に付、御法度数多被仰出、物毎御吟味強く……(略)……諸人安座難成第一及迷惑事

一、近年国中之茶、紙、漆并油草等に至迄、御商に被懸候とて不残下直に被召上、少々にても外へうり申候得ば、右之通御礼明被仰付候故、迷惑仕事。(「四十七箇条」の愁訴状)^⑪

茶・紙・漆・油草の四種類を専売品として指定し、生産者である農民から直接藩が買上げ、城下町御用商人の国産問屋を通じて上方に売却する仕組をとつていた。藩は専売

品を安値で強制的に買上げたばかりか、違犯者に対しては「小科之者も御糺命きび敷、数日すねを御挟め、永々籠舎被仰付上にて、過銀或は御闕所、或は地張付、又は御成敗被仰付候^⑧」という厳科でのぞんだ。かかる専売仕法は、つまるところ藩権力の領内商品流通過程への介入であり、しかも商人の介在を許さぬことにおいて、自らの商人化であった。

一、山分茶、紙、漆、油種諸代物先年は商人山里入相に銘々相對を以て貸出し売買仕候処に、近年山分へ參商人堅御法度に被仰付、御茶奉行衆右之諸代物御納被成に付商人共すきわい留り迷惑仕事。（寛文三年八月十三日「御訴申上差出帳」）

山分への商人立入り禁止は、抜け売買を防止し、独占を強化していくための当然の処置ではあるが、かならずしも全面的な立入り禁止を行つたわけではない。再生産を保障するためにも一定度の立入りは必要とされた。しかし、それは藩の嚴重な統制下においてのみ許されたのである。

一、桑名平介殿被申は、諸売物一切に借し可申候間、山分へ売に參候へと被仰候故、山分へ持參仕、則諸代物に替參候へば間屋にて御売被成、其売立銀之内にて売口銭と被仰賣割、又廿分

一と被仰五分又御借し被成、売物之代銀にも式割程之利足御加被成候故、廿日卅日之内に利足三わり四五分ほとに被召上候。

（略）

右にみるように、實質的には藩營とかわらないほどの統制が加えられている。商品の貸付、売立銀に対する売割の課税、あるいは売物代銀に対する式割の利足徴収と、収奪を強化していく姿は、まさに高利貸資本が小商人を収奪していく姿と同一であるといえる。里方についても「小商人共在郷へも諸売物持參仕候へ、借し可申候」と同じように商品の貸付を行い、その販売方法については「村々庄屋方へ持參売候て、其売買之品牒面に記売申」ことと制限した。

このように藩は直接生産者と城下町御用商人との間に介在する仲買商人の排除、あるいは嚴重な統制下におくことを通じて、もつとも商品性の高い国産物である茶・紙・漆・油草の四種を専売品とし、それらの売買を独占することによつて多大な利潤をうる事ができたのである。しかも、藩はかかる生産物地代以外の収入源の確保——専売品の維持・増産を目的とする直接生産者への城米・城銀の貸付において、高利貸資本的機能をもはたしていたのである。^⑨

さて、専売品以外の商品についてはどうであつたらうか。その統制策は酒の場合に端的に表明されている。慶安元年（一六四八）に「御國中酒屋百八十一軒御定被仰付候事」^⑤と、酒屋の軒数を制限した。これは生産量が十石以下の酒屋を廃止し、新たに酒屋株を設けて運上銀の増収をはかるためのものであつた。なお運上銀については

一、寛文貳年之秋より又御運上増候へと被仰付候。私とも仕来り申すぎわひやめ申儀迷惑に奉存、銀三拾五貫に御請仕、先年之通極月と六月と兩度に御運上仕管に御請仕候所に、御改替と被仰付去年極目に三拾五貫目一所に被召上候段迷惑仕申候。

という有様であつた。また株が一種の特権であつたことから、商人の間に競望するものが出てきた。その結果は「外より望申も有之候間、増銀仕御請仕候へと被仰付候故、不及是非銀三拾壹貫七百目之余に御請仕」と、特権を確保するために運上銀の増加を余儀なくされたのである。

このような方法は酒屋だけにかぎられたものではなく、油屋・麴屋・紺屋などに対しても行なわれている。油屋の場合など「于今運上次第二上り町中油屋壹軒に罷成申に付、油直段高直に罷成り其上油悪敷もへ不申、殊に入用程不足

申に付諸人迷惑仕」という状況を呈するにいたつた。

このような藩権力によつて強力におしすすめられる統制政策は、城下町商人の間に特権をめぐる競争を激化させ、次第に少数の限定されたものを特権商人化していつた。

一、近年御問屋出来仕、商人数人御抱被、上方・備前・備中迄打散罷在、万一も売物は不及申上、小間物品々、帯、たすき、櫛はり、小刀、剃刀、はさみ、きせる、かざみ、すみ、筆、はり箱、重箱、めしかいき、しゃくし、たひ、くわし、ゆわし、塩、味噌、醬油、酒、あゆ等迄御買下し被成、町中商人共になけに御売被成段……（略）……

藩は、かくして成立して行く城下町特権商人を通じて、領内市場を整備し、城下町を要とする商品流通網をつくりあげ、その強力な掌握の上に全国的経済に結びついていつたのである。^⑥

以上、藩財政の恒常的な窮乏化を克服するための財源獲得が如何に展開したかということ、野中兼山の殖産興業から専売仕法へと発展していつた経済政策、商業統制に限つてみてきた。この他に、町役銀・御国役銀などの賦課、あるいは浦方における口一銀徴収制度の改革^⑦などが行われ

ているが、そこに一貫しているものは、形態は如何なるものであれ、藩財政強化のための、収奪以外の何ものでもなかつた。そして、この苛酷な収奪は領民の疲弊をもたらした。そのことが政争の道具とされて野中兼山は失脚していつた。所謂寛文の改替となるのであるが、その際にとられた政策は専売仕法の廃止にその特徴がもとめられるように、軽減策一色に塗りつぶされている。すでに旧稿^⑨で述べたところであるが、基本的には寛永——寛文初期にかけて野中兼山によつてとられてきた政策の継続であり、そのもたらしたものの整備であつたのである。

野中兼山のかかる施政が遂行されていくには、当然のことと地方支配の強化が必要とされる。すなわち新田開発にせよ、殖産興業にせよ、それらが大々的に遂行されるためには、農民の土地への緊縛が大前提とされる。つぎに、地方支配の強化という視点から野中兼山の施政の一つであつた郷土制度をとりあげることにする。

① 佐々木潤之介氏「藩制成立史研究の課題」〔歴史学研究〕第二三二号

② 高知県立中央図書館蔵

③ 『皆山集』八四巻

④ 松好貞夫氏『土佐藩経済史研究』

⑤ 平尾道雄氏『高知藩財政史』

⑥ 『皆山集』八七巻

⑦ 同右八四巻

⑧ 入交好脩氏『徳川幕藩体制解体過程の研究』下巻所収による。

⑨ 「上灘草臥申覚」入交氏著前掲書所収による。

⑩ 横川末吉氏「淡輪四郎兵衛『万覚并状之後書共』の研究——野中兼山治下の浦方——」〔社会経済史学〕二三巻三三号

⑪ 「困中浦々就令困窮近年之課役並諸運上等減少仰付覚」〔土佐国地方史料〕所収

⑫ 佐々木潤之介氏前掲論文

⑬ 『土佐国地方史料』所収

⑭ 「本山百姓中への布達」〔土佐国地方史料〕所収

⑮ 入交好脩氏前掲書所収による。

⑯ 「高知市史」上巻所収による。以下この項で註記のないものは「御訴申上差出帳」からの引用。

⑰ 横川末吉氏「土佐史の人びと」〔土佐叢書〕二

⑱ 『南路志』六七巻

⑲ 「町中酒屋株百老軒ニ御定、小石之酒屋被差止也、町中酒屋往古々百三拾八軒有、皆石数定有之、拾石か七・八石、二石、三石迄之小石数酒屋有、其小石を被除百老軒ニ相成」

⑳ 「酒屋軒数国中百八十老軒 慶安元年御定右之内 城下町中百老軒、安喜郡十五軒、香我美郡十二軒、長岡郡三軒、吾川郡老軒、高岡郡廿一軒、幡多郡廿八軒」

① 広谷喜十郎氏前掲論文参照。

② 「紺屋国役之儀、小少引助殿御仕置之時、紺屋志人前ニ御国役銀五匁宛召上候」(「御訴申上差上帳」)。紺屋のほかは、大工・樽屋・左官・ぬし屋・研屋・翰師・張付屋・かしや・畳屋・唐笠屋・檜物師等諸職人に明暦元年頃から賦課されている。

③ 明暦元年から翌年にかけて行われた。従来の「地請」―浦庄屋に一括賦課する方法が、「直口」すなわち一網毎に直接賦課する方法に改革された。

④ 拙稿「土佐藩『寛文改替』の一考察」(読史会創立五十年記念『国史論集』所収)

Ⅲ 郷士の取立

a 慶長郷士

土佐藩における郷士取立は慶長十八年(一六一三)にはじまる。『郷士開基論』^①所収の「今井氏家譜」がその様子をつたえている。

一、二代郷士附屬 (吉松) 孫兵衛光徳

右孫兵衛後ニハ八之進与草名 先国主元親族に属して没落ニ及世ニ埋る旧家之輩を御不便ニ被思召 慶長十八年癸丑歳郷士ニ御取立御仁政被相行 其因を以光徳も下規ニ郷士を加賜 即久万村ノ地領分郷枝村・運台・大河内三ヶ所において田畑四拾石余大野取を以領知ニ結 (給) 其已来双方兼帯ニ相勤申事 慶安ニ已

丑歳正月十一日御取初御家中並ニ相勤候事 俄ニ被仰付候事

かつて前国主長宗我部氏の在地給人――一領具足――として活躍した土豪達が、「大野取」――未開發地を領知として給与され、郷士の称号をあたえられたのが、郷士制度のはじまりであるが、彼等は当初在所の庄屋の支配下におかれていた。

慶長十八癸丑年郷士ノ名号ヲ開基シ玉フ(略)、即年ヨリ十三・四年ノ間ハ、庄屋ノ宰下ニ属スル処、寛永三丙寅年本官ヲ放官府ノ直宰ニ与ル(『郷士覚書』)

右の引用から知られるように、支配系列としては郷士は庄屋の下におかれていたわけであるが、現実には先にみた吉松孫兵衛光徳の場合のように「双方兼帯」、すなわち庄屋と郷士とをかねていたものが多かったようである。入国時に初代藩主山内一豊の弟康豊によつて「布令」^④が、一領具足の庄屋就任をしめしていることから、この「双方兼帯」ということは当然のことと考えられる。『郷士覚書』はこのことをつぎのようにしるしている。

往古ハ庄屋ヨリ郷士ヲ生シ、郷士ヨリ庄屋ニ擢ラレ、又ハ庄屋郷士兼帯ニ相勤メ、三等ノ施転変化自在ナルコト、(略)

この慶長十八年には、じまる慶長郷土取立は元和・寛永とつづいていくわけであるが、藩は何を目的としていたのだろうか。取立の対象となつた一領具足対象について最初にみることにする。

山内氏は、入国当初から一領具足に対してはその給人的性格の否定をもつてのぞんできた。慶長十七年の「忠義法度」の諸条から察知できるように、当時藩は政策として旧土豪層の解体——被官層の解放をもくろんではいなかった。こと一領具足についても給人的性格の否定——百姓並み、

具体的には給地の没収がおこなわれたにとどまり、旧来の耕作権乃至は保有権の否定はおこなわれないのが原則であつた。彼等の給地が長宗我部地検帳において、彼等の作職名請地であるかぎり、知行権の否定はあつたが、土地の耕作権乃至は保有権には変動はなかつた。ただ、別人の作職名請であつた場合にのみ耕作権乃至は保有権をも没収されたのである。このかぎりでは一領具足は長宗我部氏の一般給人とおなじ扱いをうけたわけである。すなわち、慶長十八年の慶長郷土取立までの一領具足対策は、その給人的性格の否定——百姓並み——兵農分離であつた。^⑥

慶長十八年にいたつて、入国以来一貫してとつてきた一領具足の兵農分離政策が転換を余儀なくされたのは、「走り者」^⑥の多出による労働人口と労働力の不足が藩体制に深刻な問題をなげかけたためである。

すなわち藩は貢租夫役徴収に支障をきたす走り者対策の一環として、一領具足の郷土起用策を思いつたのであろう。後述するところであるが、これら一領具足は系譜的には中世名主につらなるもので、山内氏の兵農分離政策で百姓並みとされたとはいへ、なお在地におけるその勢力には中世的土豪経営の解体が不徹底であつたという点で黙視しがたいものがあつた。転封藩である土佐藩にとつては、彼等が在地における勢力を背景にして反抗しないかぎり、その勢力は地方支配をより強化していく上に利用価値のあるものであつた。それ故に、否定した給地の代償として領知をあたえ、郷土として準士格扱いとし地方支配体制の最末端である庄屋の周辺に結集したのである。

さらにこの慶長郷土取立には別の意味があつた。

一、慶長年中 野荒或散田開発を以郷土勤領知之願村々庄屋支配

なり（略）

『楠瀬氏家記』の郷土開基に関する記事であるが、これによつてもわかるように郷土取立は藩の新田開発政策の一環としてとらえることができる。さきの吉松孫兵衛光徳の場合も、「田畑四拾石余大野取立以領知ニ結」^(給)とあり、領知として本田があたえられたのではなく、大野取——未開発地があたえられ、その開発が必要とされたわけである。未開発地であるかぎり領知としての意味がなかつたことはいうまでもない。

以上のことから明らかにされるように土佐藩における慶長郷土取立には政策的には二つの側面があつたといえる。すなわち、在地における一領具足の勢力を利用して地方支配を強化すること、領知給付という形式での新田開発とがそれである。しかも、この段階での藩の目的とするところは新田開発よりも、地方支配の強化に力点がおかれており、藩政の当面する課題——走り者対策の一環として、この慶長郷土取立政策を初期藩政史の上で位置づけることができる。

- ① 近世村落研究会編『土佐国地方史料』所収。他にも初期郷土関係の史料として「郷土録」・「淡輪録」・「郷土関係一件記録」

が所収されている。これらの記録からの引用は以下『土佐国地方史料』による。

- ② 土佐藩では山内氏入国以前にすでに開発されていた田地を本田または古田と称し、以後の開発地である新田と区別した。上土の本田知行地を給地、新田知行地を役知とよんだ。領知というのは郷土に給付された新田知行地の呼称である。

- ③ 『郷土関係一件記録』所収

- ④ ○吉良川庄屋之事其方へ申付候間、我屋敷へ渡諸事可肝煎候不可有異議候也 謹言。

慶長五年

十二月十三日

山内修理(花押)

大畠孫右衛門殿(『南路志』八十二)

- 其方儀前々之通 羽根村支配仕義異儀不可有之候

慶長五年十二月十三日 山内修理

羽根村

惣太郎とのへ(『藩志内篇』I)

拙稿「土佐藩における近世化政策の展開」(『日本史研究』四

六号)参照

- ⑤ 前掲拙稿参照

- ⑥ IIの(4)註④

- ⑦ 土佐藩における家臣の階層序列は、家老・中老・馬廻(扈從格・新扈從格・留守居組・新留守居組)の三階層を上士とし(これらを家中と称した)、以下徒士・徒士格・組外・足輕を下士とした。郷土は馬廻と徒士、すなわち上士と下士の間に位置づけられた。

b 百人衆郷士と百人衆並郷士

百人衆郷士の取立は正保年間にはじまり、以後慶安末年にいたつて百人もの多きをかぞえるにおよんで一旦うちきられた。百人衆郷士という呼称のおこつたのは、その間に百人——正確には百人とはいいがたい——もの郷士取立があつたことに由来している。百人衆並郷士というのは、承応二年にその取立がはじめられ野中兼山が失脚する寛文初年までの間に起用された郷士のことである。百人衆郷士と百人衆並郷士との間には取立にさいしての審査の上から、家柄の差違がみとめられたとしても、郷士としての身分上のとりあつかいではなんら差別はなかつた。呼称そのものが藩政中期以降におこなわれた町人の郷士取立と区別するために、のちに生じたもので制度的には意味のあるものではない。

百人衆郷士にせよ、百人衆並郷士にせよ取立の当初の目的は新田開発と御留守居備にあつた。

正保年之頃 (二代藩主) 忠義様 野中伯耆殿へ被仰付 御国中ニ而新田開発

被成候、此故ニ先国主元親公ニ被仕候侍共、埋居候を不便ニ被思召、名有者共之子孫を選、右新田以被召抱郷侍と号 御留守居備

ニ被仰付候、(郷士録「淡輪四郎兵衛記録」)

すなわち、先述したような新田開発計画がおしすすめられている時に、百人衆・百人衆並郷士の取立が藩の政策としてうちだされたのである。郷士取立の志望者は香長平野にかざらず、何処にても荒地をみため、願書を人品改諸取次役に提出し、その審査をうければよかつた。^④

申上御事

一、桑野うつ

地老反余 島 柳瀬村

一、鈴原二ヶ所

同式反余

(外にホノキ六廉略す)

ノ老町式拾六代

右之通御役知に被下様被仰上可被下候、以上

明暦三年正月七日

柳瀬左次右衛門(花押)

(表書)

表書之通役知ニ遣候間可令開発候、若先望か又は之者申分於有之者可申来、令吟遣可申者也

同七月五日

野 伯耆(方印)

柳瀬左次衛門殿(郷士録「淡輪四郎兵衛記録」)

右は願書とその裏書とである。提出された願書は人品改諸取次役から仕置役をへて奉行職の野中兼山に上程され、その裁可をもとめた。裏書がそのことをしめしている。出願者には、野中兼山または仕置役の「方印」をおした上で許可の旨通達された。同時に郡奉行・代官・庄屋等にも郷土起用者の氏名とその領知（役知）給付が伝えられた。

当初は未開地の開発には期限が付けられていなかったが、郷土取立後の開発が遅々として進行しない例が多出したのであろう。後には三ヶ年という期限が条件とされるようになった。

表書之通島三町領知ニ遺候間、可令開發候若先望或者所々申分有之候ハ、可申來候、三ヶ年過候迄不令開發之者は外々望次第可遣者也

寛文元年丑八月六日

野 伯耆（方印）

小松半之進殿

表書郡奉行中並庄屋かたぐ

（『郷土録』淡輪四郎兵衛記録）

郷土の起用条件としては、第一にはその家柄が問題とされた。慶長郷土の場合とおなじように取立対象は没落武士、

なかんずく旧長宗我部遺臣一領具足が大半であつた。第二には未開発地の開発であつた。『土佐国地方慣習手引草』のしるすところによると、開発地の最底基準は「三拾石物成米九石」であつた。すなわち一反一石という地積と石高との換算率にしたがえば、三町の土地を開発すればよかつたわけである。しかし、この新田開発は下限を三町とし、上限は二百五十石——二十五町と定められていた。さて取立後に課せられた役であるが、それは物成米に対する軍役であつた。「三拾石物成米九石」の物成米九石というのは領知物成米のことで藩土（上土あるいは家中とよばれた）の給知物成米すなわち家禄に相当するものである。三拾石に対して九石であるから免は「三ッ」であることがわかる。したがつて郷土に対する軍役は免三ッ成の物成高に課せられたことになる。郷土の所得といえ、それは物成米と加治子との双方からなつている。物成米は藩から禄として給付された形式をとつているが実質的に彼等自身の耕地からの収穫の一部分にすぎない。したがつて郷土の実質的な所得は開発地からの全収穫であつた。

郷土取立の条件は以上みてきたようなものであつたので、

志願者は多く郷士の数は寛文二年（一六六二）には六百余人をかぞえ、在領国家臣の二百九十六人をはるかに量的に圧倒するにいたつた^⑥。生産力の低さに制約されて入国時に、領国に相応した家臣団構成をなしえなかつた——量的な問題ではあるが——土佐藩では、このような郷土取立によつて、補充軍的ではあれ、ともかくなしたたのである。

いままで百人衆郷土、百人衆並郷土起用と新田開発との関係についてみてきたのであるが、ここで注目されることは、郷土取立の条件である新田開発が藩の貢租増徴とはならなかつたということである。また新田開発のための基礎条件である灌漑治水工事が物部川の例にみたように藩の手でなされ、一応のお膳立のできたうえでの新田開発であつたことである。このかぎりでは郷土起用策にはあまり意義をみとめることができないが、しかし慶長郷土起用の項でふれたように郷土取立政策には新田開発と地方支配の強化という二つの側面があつた。郷土の新田開発が藩庫の増収に結果しなくとも、反面では藩庫の支出なしに領知を給付し、その免三ツ成の物成高に軍役を課することができた。軍役そのものの内容については御留守居備ということ以外

にはわからないが新田開発による領知給付という藩庫の支出なしで量的に不足している家臣団を補充するための郷土を取立てえたこと、また御留守居備役として高知城下よぶほかは在地にあつて地方支配機構の末端に結集していたということ、この二点では高く評価されるものがあるといわねばならない。

① 小関豊吉「高知藩の郷土に就いて」（『土佐史談』第四十八号）
参照

② 宝曆十三年（一七六三）の「幡多郷土」・文政五年（一八二二）の「仁井田・窪川郷土」起用が町人郷土の出現を生んだ。

なお、このほかに郷土職を譲りうけて郷土となつた「他讓郷土」とよばれるものも寛文の改替以降にはあつた。小関豊吉前掲論文参照

③ 『高知県史』上巻

④ 郷土取立の条件である新田開発の最低面積は三町歩であつた。この柳瀬左次右衛門の場合は数度にわけて荒地開発の許可を願ひでて、その開発地総計が三町を越した時に郷土に起用されたのである。

一 郷土領知開発の願書宛所に記

承応二年壬六月四日 百人衆

一 村 与左エ門宛 森本藤右衛門

（略）

同年七月廿二日

一 下村少八宛 柳瀬左次右衛門

(略)

一 同年(承応二年)八月二日

一 下村少八宛 柳瀬左次右衛門
村与左エ門宛

(略)

一 同三年(明暦)正月七日

一 村与左エ門宛 柳瀬左次右衛門

(以下略)

(『郷土開基論』)

⑤ 『土佐史料叢書』No. 1

⑥ 『寛文二年正月御目見御取初次第覚』(『郷土録』所収)

IV 郷土の三類型

郷土取立について記録類の大部分は、慶長郷土であれ、百人衆・百人衆並郷土であれ、旧国主長宗我部氏の遺臣(一領具足)で没落して在地にうずもれている者を取立の対象としたことを伝えている。しかし、大半が長宗我部氏の遺臣——一領具足であつたとはいへ、かならずしもそれだけに限られていたわけではない。ここでは郷土の系譜およびその機能から郷土のタイプを「村役人庄屋型」・「地方官僚型」・「初期藩営商人型」の三タイプにわけて、それぞれの

役割についてみようと思う。従来の研究は郷土取立の意義の一つとして一領具足に対する懐柔策であることを強調しているが、このことについても、おのずから、そのもつ意義の度合いがあまりにされるものと思う。また、野中兼山の郷土取立政策のねらいがどこにあつたかもわかるのではなからうか。

a 村役人庄屋型

量的に確定はできないが郷土の大半はこのタイプにいろんことが出来る。比較的中世末から近世初頭にかけての推移がたどれる専当氏の場合を例にこの村役人庄屋型郷土についてみることにする。^①

専当氏は中世以来、香美郡物部村横山の専当(仙頭)に住んでいた名主であつた。戦国時代の激動期をいきぬき長宗我部時代には在地給人——一領具足として活躍していた。^② 専当氏の所領は長宗我部檢地當時、横山郷——専当名・柳上名・石内名——大忍庄西川村舞川・同東川村未清等あわせて五町五反二十五代であつた。^③ 中世名主から在地給人(一領具足)と発展してきた専当氏に一大打撃をあたえたものは山内氏の入国であつた。慶長六年の知行割によつて給

地は没収され、身分は百姓並とされた。この時専当氏の保有権を認められた田地は一町一反三十代（十二石六斗）で、これは旧専当名二町九反十七代の二分の一以下であつた。

ただ注目されることは専当名内の山野を切畑として百十八石四斗の保有が認められたことである。藩は専当氏に対して給地の没収をおこないながら、切畑山を百姓地として保留させたのは、山村農業における切畑の重要性もさることながら村方支配の中核としての専当氏を充分にしていたためであろう。宝永五年の仙頭村名本左平太の「覚書」はその後の専当氏の村方支配における役割について物語つてくれる。

覚

一、堀明 壹石八斗式升七合 横山内 仙頭村名本 小使給 左平太

右へ私祖父左次兵衛代ニ仙頭村中弘ク所ニ而諸御公用触使ニ迷惑仕、御公儀様江御訴奉申上候へ、御聞届被遊、慶安三年閏十月廿二日小倉弥衛門殿・岡村平次殿・小倉少助殿御判御折紙ヲ以、控地之内小使為給田名本左次兵衛被為仰付所持仕居申候
本田 拾壹石六斗

一、新田八石六斗式升 仙頭村名本並左平太住代 切畑也

切畑地百拾八石四斗

右へ慶長六年之頃一豊公様御入国被遊、以後御蔵入に被仰付、御貢物田銀御公事役百姓並ニ相勤来リ申候

一、私高祖々父専当左衛門大夫安家と申、世粹専当四良左衛門法家と申、元親公様近代々御奉公仕御知行拝領仕と申伝候、然地ニ慶長六年之頃一豊公様御入国被遊、御知行被召上候、依之四良左衛門宰人分ニ而 仙頭村名本役七ケ年及相勤申由申伝候
一、同高祖父覚衛兵と申、慶長九年より寛永式年迄年数式拾式ケ年及、仙頭村名本役相続申候、附り右記ニ記申控地ニ百姓並諸公事役仕候様ニ、百姓中申出由ニ付、村中触使ニ家来者人宛出シ相勤申由申伝候。

一、同曾祖父左次兵衛、寛永三年々慶安三年迄年数式拾三ケ年、仙頭村名本・小使役共相勤申候然地諸御公用先年々重ク被仰付候ニ付、小使ニ家来式人宛出シ村中触役仕候、依之迷惑仕御儀様江御訴奉上候へ、御聞届被遊 前書ニ記申通控地之内堀明 壹石八斗式升七合、小使為給田被為仰付所持仕居申候
一、同祖父左伝次 慶安四年々延宝六年迄年数式拾九ケ年仙頭村名本役並小使役共 父左次兵衛代之通相勤申候

一、父左平太 延宝七年々宝永三年迄年数式拾八ケ年仙頭村名本小使役共 父左伝次之通相勤申候 尤横山村老役式拾五ケ年及相勤申候

一、私儀宝永申年同五年式ヶ年名本小使役共相勤申候

右之通御入国以後私迄五代ハ仙頭村名本役並小使役共相勤来り

申候、尤名本役給として御公儀様々、百姓影間人共吾人前ニ人

夫三人役宛召使候様被仰付是迄召仕申候、並小使給として前書

に記申通所持仕申候、尤老役相勤申候へ共無給ニ而相勤申候、

已上

専当本家は山内氏の入国によつて打撃をうけはしたが、

仙頭村の名本として近世に生きながらえたことが、この

「覚書」によつてわかる。専当氏は土佐における近世的体

制の確立していくなかで牢人↓百姓並↓名本というコース

をたどり、依然としてこの山間部―嶺山郷―帯に勢力をは

つていたのである。専当一族によつて世襲された地方役が

嶺山郷大庄屋をはじめとして、その配下におかれた小村十

四ヶ村中、拓・谷相・岡内・別府・中谷川の五ヶ村の名本

役におよんでいること（本家の仙頭名本もくわえれば十四ヶ村

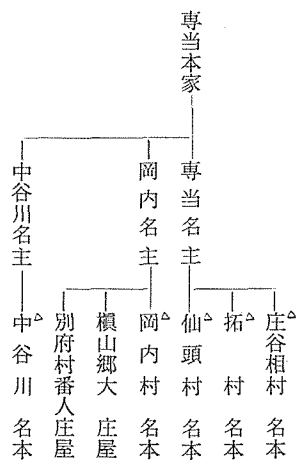
中六ヶ村となる）によつてもそのことはしめされる。

これら専当一族から郷土取立がおこなわれたのは慶安二

年（一六四九）のことで、専当本家をはじめ中谷川家・岡

内家・拓家の三分家から郷士をだしている。谷相家はこれ

よりおかれて万治年間に取立てられた。



△印 初期郷士を出した家
横川末吉著『大忍庄の
研究』による

さて、専当一族における名本役―村方役人と郷士との

関係であるが、『被山風土記』所収の家譜がその事情をつ

たえている。

(専当)
同左伝次 一二号小松左次兵衛

慶安四年名本職 延宝六年迄在職二十九年、○承応二年野採卿

侍職 延宝七年迄廿七年、四男左次兵衛ニ譲職

右の左伝次は先に引用した左平太の『覚書』に「祖父左

伝次」として登場した人物と同一人である。専当左伝次は

名本在職中の承応二年（一六五二）に百人衆並郷士として

取立てられ、以後延宝七年（一六七八）四男左次兵衛に後

をつがせるまでの廿七年間、名本役と郷士とを兼帯してい

たのである。まさに「庄屋ヨリ郷士ヲ生シ、郷士ヨリ庄屋

ニ擢ラレ^⑦であつた。専当一族の場合はその郷土の系譜は中世名主―在地給人(一領具足)―牢人―名本―郷土としてとらえることができる。このかぎりでは、現存する郷土関係の記録類がつかえる「旧家ノ浪人トモヲ憐玉ヒ」^⑧、また「先国王元親公ニ被仕候侍共、埋居候ヲ不便ニ被思召」^⑨、これの郷土取立ともいえよう。しかし、給地没収によつて専当氏は本質地の二分の一以下を保有することにはなつたが、切畑として先にふれたように百石余の山野保有をみとめられ、立派に中世名主から近世名本に転化しているのである。

先の『覚書』によれば専当氏は覚兵衛の時より名本役と小使役とを兼ねつとめるようになり、左次兵衛の代にいたつて小使役の負担重きを訴え、慶安三年(一六五〇)には小使給として「堀明老石八斗式升七合」を給付された。このことと承応二年(一六五三)の郷土取立との間には密接な関係があつたといえるのではなからうか。慶安・承応といえば、その頃から野中兼山の土木事業が大々的に行はされていく時期である。そのための夫役過重化が在地にあつての調達者専当氏の負担を重くしていつたのであろう。「諸御公用先年々重ク被仰付候」というのも表示した送り

夫の増加状況と関連させて理解することができる。それは「就御用往來の諸役人參候へば家々より呼出し送相勤」^⑩、また「詰夫を越し先打(先触)來候へば送下村々より加夫を出し相詰」^⑪という有様であつた。小使役を勤める専当氏が如何に多忙であつたかがうかがわれる。このような状況下に専当氏は小使役給を給与され、郷土に取立られていつたのである。郷土起用は専当本家にとどまらず、その一族の大半におよんでいつたのは、土木工事・殖産興業・専売仕法と収奪政策が展開されていくなかでのことで、とりもなおさず地方支配の強化をはかるためであつたといえる。

以上、専当氏の場合を通じて村役人庄屋型郷土についてみてきたのであるが、ここで見出される地方支配強化策は山分に限らず、村方―平坦部においても大同小異であつ

馬と送夫の池郡郡岡高

	寛永15	慶安 1	寛文1~2	備 考
送 夫	7~8人	10	24~25	1 日 宛
馬	1~2匹	3	4	1 日 宛
1 軒	19人	29	49	年間平均

「田地雑記」(東大史料編纂所蔵『南路志抄』乾による)

たと考えられる。

④ 専当氏に関するまとまった研究として、横川末吉氏の『大忍庄の研究』がある。

② 専当右京介代の御奉公之事

一、覺世様御弓矢之御取出之時、御一かた申候事
(兼生)
にろうを御取被成候時、くホ皇ま山の城へ忍の具足三十被仰付

候其時人数御そへ候而専当こさごしのを三十被下候、麩而其
時の三十の具足之衆へ専当、岡之内、中谷川三人請合仕候而、
兵ろうをそへて皇ま山の城へこめ申候而ちらせつ仕候、其故
にろうえ儀へ存分ニなり申候。(『被山風土記』七卷所取「小松
文書」高知県立中央図書館蔵)

③・④・⑥ 横川末吉氏『大忍庄の研究』参照

⑤ 「岡内文書」横川末吉氏前掲書より引用。

⑦・⑧ 「郷土覚書」

⑨ 「淡輪録」

⑩・⑪ 「田地雜記」(東大史料編纂所蔵「南路志」乾)

b 地方官僚型

郷士の中には地方役人に取立てられたものがある。『郷
土録』所収の「寛文三年正月元日郷侍御礼帖」がその事情
をしらせてくる。

寛文三年正月元日郷侍御礼帖

淡輪四郎兵衛組

八拾八名連署

一、拾五人御用ニ付不罷出

菲生御代官 坂本新右衛門

京都御用 武市関右衛門

大坂御用 市川孫作

江戸御用 市川与兵衛

浮津分一奉行 味元平八

江戸御用 味元金八

須崎分一奉行 三宮弥五兵衛

江戸御用 本井久馬進

奥田分一奉行 村田兵助

奈良川分一奉行 山本源之丞

安喜御代官 楠目弥六

山分御用 津野治右衛門
(以下拾八名省略)

一、拾式人幼少ニ付不罷出、

(略)

淡輪四郎兵衛配下の郷士三十三名が、蔵入地の代官をは
じめ、江戸・大坂・京都屋敷の御用、あるいは地方におい
て分一奉行などをつとめていることがわかる。三都屋敷の

御用勤めは地方支配とは関係はないが、代官・分一奉行にいたつてはその最先端にあつて野中兼山の増徴政策を遂行していたのである。さきの専当一族の例にみた村役人庄屋型とはことなり、地方支配におけるその役割はきわめて重要なものであつたといわねばならない。さて郷土組頭であつた淡輪四郎兵衛の場合を例に、その履歴をたどりながら、地方官僚型郷土についてみることにする。

淡輪氏はもとは和泉淡輪の土豪であつたが、天正年中紀州との合戦で淡輪城をやぶられ、落城とともに没落し、流浪のすえ四郎兵衛の父の時に土佐にすみつくようになった。

当国へ被参 数年住居之内次第ニ勝手不如意 何方へ可立退情力も尽 当分舟手之奉公に出 当国ニ而終候^①

四郎兵衛の父九郎左衛門は「舟手之奉公に出」とあるから、おそらく藩船の般頭か水夫をしていたのであろう。淡輪氏について注目されることは土佐土着の土豪に出自をもつていないということである。ともあれ四郎兵衛が兼山に見出されて郷土に取立てられたのは慶安元年（一六五〇）のことであつた。四郎兵衛が晩年不運な境遇にあつてその身の過去をふりかえつて記した『郷土録』はその時の様子

をつぎのように伝えている。

一、正保之頃 忠義様 野中伯耆殿へ被仰付御国中ニ而新田開発被成候 此故へ先国主元親公ニ被仕候侍共 埋居候を不便ニ被思召 名有者共之子孫を選 右新田を以召抱郷侍と号御留守居備ニ被仰付候 然に我等事は親他国者親元には不仕候へ共、先祖之改有之折節 右郷侍に出 慶安元子年於三之御丸初而忠義様へ御目見仕候時 本国を被聞召 和泉淡輪は具に被為聞召候 其子孫に候哉と様々御懇成御意にて先祖を顕候事

四郎兵衛は郷土に起用されて後、野中兼山の治政下にあつて先にみた専当一族とはことなり地方支配の要職に就任している。

慶安三年（一六五〇） 宇佐奉行

承応二年（一六五三） 浦戸奉行

明暦二年（一六五六） 浦戸より宿毛国堺迄西半之惣（浦）奉行

万治元年（一六五八） 郷土組頭

寛文三年（一六六三） 御作事方御船手方

寛文四年（一六六四） 御近習横目役

寛文五年（一六六五） 浦戸惣奉行、御馬廻へ昇格

寛文七年（一六六七） 知行百石加増（都合知行高貳百七石）

延宝三年（一六七五） 格禄没収、高岡村宇佐村に隠居

右にあげた四郎兵衛の履歴^②をみてわかるように、彼の活躍した分野は浦方支配であつた。明暦三年（一六五七）の

夏におこつた宇和島藩との沖島・篠山境界争論では野中兼山の命をうけて江戸表まで出張し事の解決に尽力している。

また西半国之惣浦奉行就任中には同役の西山七郎右衛門とともに西浦方の巡回をおこない浦方支配強化の第一線に立つて一役はたしている。この巡回後、各漁村には「分一屋敷」が設置され、漁獲のたびに浦役人（分一奉行）が一網一網点検し分一銀を直接藩が徴収するようになった。従来「地請」——浦々の庄屋に賦課する仕方——が、「直口」に全面的にかえられたのである。^③

一、以南之内小戈津野ニ釣船四艘出申候、此浦去年迄ハ地請当年諸浦ナミノ直口ニ候（略）（淡輪四郎兵衛『万算并状之後書』^④）明暦二年壬四月十三日の条）

四郎兵衛が西半国之惣（浦）奉行に就任していた頃、東灘辺半国之惣（浦）奉行にはおなじく郷士組頭をしていた野村甚兵衛があつており、^⑤ともに百人衆郷士であつて、野中兼山執政下に有能な地方官僚として地方支配に活躍し

ていた。しかも彼等の活躍した分野は浦方だけにかぎられていたわけではなく、山方にも、また普請現場にも出向っていたのである。

一、寛文三卯年之春、御国中山分等諸事に可申付ため、安喜郡野村甚兵衛、香我美郡・長岡郡・土佐郡・吾川郡・高岡郡淡輪四郎兵衛、幡多郡ハ鈴木権兵衛被仰付候、廻ル御国之中ニ而ケ様之儀大普請場所へ参事常之事に候（略）

彼等は浦方支配の職にあつては「直口」制度の整備強化にあたり、藩の分一銀徴収の増大を実現してきた。山方については土佐七郡を東辺の安芸郡、中間の香我美・長岡・土佐・吾川・高岡の五郡、西辺の幡多郡と三地域に分け野村甚兵衛・淡輪四郎兵衛・鈴木権兵衛（一木権兵衛）の三人が、それぞれを担当している。彼等の職務の一つとして普請場の視察監督を指摘することができるが、「諸事に可申付ため」とあるのは具体的に何をさしていたのだろうか。寛文三年八月十三日付の高知城下の庄屋・年寄三十三名が連署して提出した「御訴申上差出帳」^⑦によれば、寛文二年十二月に高知城下の庄屋に通達された「在々山分へ諸商人参事御法度之旨」を実施することであつたことがわかる。

事実、彼等は現地にあつて「近年より小商人在々へ遣し候事法度にて候へ共、町々之者迷惑仕候」との訴えに対して「小商人共山分へ御入候事百姓ためには悪敷」として小商人の山分への出商を禁止している。諸事とは専売仕法を強力に施行していくための、諸方面での統制にはかならなかつた。

彼等は郡奉行という要職にはつきえなかつたが、野中兼山の収奪政策が殖産興業から専売仕法へと展開していくなかで、まさに「諸事に可申付ため」の手足としての働きをなしていたのである。さきにみた専当氏一族のように在地にあつて名本役を兼ね勤めるのが郷土の一つのタイプとすれば、ここにみた淡輪四郎兵衛・野村甚兵衛などは別個のタイプを形成しているといえる。さらにもう一つのタイプを見出すことができるのである。

- ① 「淡輪録」(『土佐国地方史料』所収)
- ② 「淡輪録」による。
- ③ 横川末吉氏前掲論文参照
- ④ 高知県立中央図書館蔵
- ⑤ 「甚兵エ事へ東灘辺半国之惣奉行に候」(『淡輪録』)
- ⑥ 「淡輪録」

⑦ 「高知市史」上巻所収による。

c 初期藩営商人型

野中兼山の商業統制政策、とくに専売仕法が、強力に展開されていくなかで出現したのが、この第三のタイプである初期藩営商人型郷土であつた。先述した村役人庄屋型郷土にせよ、地方官僚型郷土にせよ、いずれも専売仕法と関係がもたれているが、それは間接的なものであつたといえる。初期藩営商人型郷土の典型的なものとして、ここでとりあげる田所久左衛門の場合など、自らが特権商人として野中兼山の商業統制政策の一翼をになつていつたのである。以下『桂井素庵日記』^⑧を素材にして田所久左衛門についてみることにする。

去年三月頃の事、田所久左衛門を又兵衛引懸にて郷侍に出し申、国中の油屋を為致被申、則蓮池町蓮乗院前之少東也、又兵衛は郷侍の頭也(以下略「寛文四年九月二日」)

田所久左衛門が郷士に起用されたのは野中兼山執政末期——寛文に入つてからであるが、それは従兄の田所又兵衛が斡旋したことに負つている。そこには郷土組頭という地位を利用しての田所又兵衛の強力な運動があつたのであろ

う。起用の目的は「国中の油屋を為致」とあるように専売品の一つである油の流通過程を統制させることにあつた。また、次のようにも記している。

町中の油屋ヲヤメサセ田所久右衛門ガ家ヲ向オ九間中ニシテ町中ノ者ハ望次第二久右衛門ノ下代ニナリ其油ノ直段高ク売テ又其利銀ヲ伝右衛門ヘ上タリ（寛文三年極月十五日）

右の記事から、第一に指摘されることは油屋の軒数を制限し田所久左衛門一人にその営業権を集中していつたことである。このことは先にみた「御訴申上差出帳」の「町中油屋老軒に罷成」に照応している。「老軒」というのは田所久左衛門のことであつた。第二には、集中化を通じて独占価格を維持させ、その利潤を藩が吸い上げていたことである。この点で田所久左衛門は、専売仕法に直接たずさわり、自らが特権商人としての役割を果していたといえる。さて、ここで問題となることは、田所久左衛門が郷士に起用される以前から油屋を経営していたものか、それとも郷士起用を契機に油屋を経営するようになったかということである。このことは同時に初期藩営商人型郷士が、商人に出自をもつものであるか、それとも郷士の特権商人化であるかとい

うことにもなる。確定するには史料不足ではあるが、おそらく以前から油屋を営み、専売仕法の展開していくなかで御用商人化の道をたどり、郷士となつたのであろう。

野中兼山専売仕法が強力に施行されていく中で、田所久左衛門にみるような新しいタイプの郷士が生まれてきた。彼等はたしかに藩財政強化のための商業統制——専売仕法に大きな役割を果しはしたが、同時に特権的御用商人として藩権力に寄生し、自らの拡大再生産を行なつたのである。

久左衛門御城銀五百貫目借用仕、油店万仕入等は、町中之古油屋望次第、割ニ而銀子小宛遣し被申、又我家ハ成程美麗を尽し作り被申、爾来此久左衛門奢者ニ而、其屋敷向九間裏行廿七間、又蔵三ヶ所有、一ツ式間ニ三間也、其壁ハ明礬を入三物の如ニ塗、又一ツ式間半ニ四間也、又一ツ式間ニ三間也、武具馬具入也、夫故御城銀皆遣捨被申也、（寛文四年九月二日）

右の記事は、特権的御用商人田所久左衛門の繁栄ぶりをよくしめしているが、なかでも注目すべきことは御城銀を資本の一部として活用していることである。その運営方法については明らかにすることができないが、「割ニ而銀子小宛遣し」とあることから、同業者への高利貸付を行なつ

ていたものと推測される。

また、藩の商業統制に便乗して在方で商売を営む郷土も出てきている。

一、近年酒うれ不申儀に候。町口之新番所にて御改被成候に付前々程うれ不申候。其上安田・田野・安喜右三箇浦にて郷侍衆過分に酒御作り被成、下灘浦へ御売被成に付、町酒屋中より浦手へ酒売申事不罷成、弥酒屋共迷惑仕候事。^①

田所久左衛門の酒屋営業とは比較にならぬほど、その規模は小さいものではあつたが、彼等は酒屋株という特権をもつ在方商人であつたのである。

以上、田所久左衛門を通じて初期藩営商人型郷土をみてきたのであるが、それは所謂初期郷土とよばれるものの中では特異なものといわねばならない。性格的には中期以降の町人郷土に近く、御用商人への名字帯刀を許し、彼等の保持する特権のシンボルとしたのに似通つたものがみとめられる。

さて郷土を三つのタイプにわけ、それぞれの果した役割についてみたのであるが、彼等は野中兼山の政策のすべての分野に活躍しているといつても過言ではない。村役人庄

屋型郷土は地方にあつて貢租夫役の徴収に、なかでも新田開発をはじめとする土木事業に際しての労働力の調達、国産物運送にあつての工夫のかりあつめに重要な役割を果している。地方官僚型郷土は中央から地方に派遣され、村役人庄屋型郷土を配下において諸政策実施にあつての采配をとつていた。後述するところであるが、郷土の軍事的編成である組編成がその軸となつていたといえる。地方官僚型郷土そのものが組頭クラスの郷土達であつたのである。彼等は土木工事現場へは勿論のこと、浦方での貢租徴収制度の改革を徹底させるために、また専売仕法の円滑な運営をはかるために山分へと飛び歩いている。もつとも活動分野の広いものであつたといえよう。第三の初期藩営商人型郷土は野中兼山の専売仕法を中軸とする商業統制政策の具現者であつたのである。このように郷土は各方面で藩政に関与し、その実施者として活躍したのであるが、村役人庄屋型・地方官僚型・初期藩営商人型いずれにせよ、郷土制度そのものがより整備していくなかで、相互に関連し合いながらその機能を発揮し、藩政に資していつたのである。

① 高知県立中央図書館蔵

V 郷士制度の整備

郷士の取立は慶長十八年（一六三三）にはじまつたが、それが制度化されていくのは寛永三年（一六二六）以降のことである。

一、御用人下村少八寛永三年丙寅年御徒目付役被仰付、郷士之支配も仕、則百人衆之郷士神文御裏判之宛所へ下村少八なり^①

先に、慶長郷士について述べた際に、当時郷士が庄屋の支配下におかれていたことにふれたが、寛永三年にいたつて郷士は庄屋の支配下から離れて御徒目付役の支配下におかれ、藩の家臣団支配系列の中に編入されたのである。郷士の直接の統率には御徒目付役の下村少八・村与左衛門の兩人があたつていた。同時に彼等は郷士の新規取立に際しての人物調査役・取次役をも命ぜられていた。

村与左エ門・下村少八・横目役ニ而郷士初而被召出候時より先祖并人品改被仰付、諸訴取次等仕来^②

藩は寛永三年にいたつて郷士の家臣団支配系列への編入、また郷士の制度化に着手したのである。これは元和から寛

永初年にかけての財政窮乏克服政策の一環としてとらえることができよう。すなわち、新田開発、検地、科木役の田銀化などの財政強化政策を展開していくための地方支配体制の強化策の一つであつたのである。慶長郷士起用の目的は直接には走り者対策であり、庄屋の周辺にあつてその村方支配を補佐させることにあつた。それが元和・寛永段階にいたつて、御徒目付役の統率下に系列化されたことは在地家臣としての性格を強めたこと、すなわち藩の統率が強化されたことを意味している。そうして庄屋の補佐役としての地方支配から、家臣団の城下町集住にかわるものとしての地方における軍事的支配への転換でもあつたのではなからうか。生産力の低さに規定されての家臣団の量的不足それに加えての領国内の自然的条件の劣悪さが、かかる郷士の系列化を生み出したとはいえないだろうか。

かかる制度化の上に、正保以降の百人衆郷士、百人衆並郷士の取立がすすめられていつたのである。慶安二年（一六四九）には年頭の御馭初式に参加することが許された。年頭の御馭初式というのは例年正月十一日、右領国家臣が藩主の視閲をうける儀式であつて、元来郷士の参列が許さ

れるものではなかつた。しかし、この慶安二年の参列を契機に、その後毎年郷士が参加することになった。

（慶安）

一、同三寅年正月十一日御馭初之時、御後備五藤内蔵介殿組騎馬

不足ニ付、御備之内式拾五騎被選、後詰役ニ御加被成候ニ付、

我等も右之内にて則小組頭に被仰付、夫より毎年内蔵介殿組に

加り、正月元日之御礼、同十一日之御馭初、右式拾五騎之組頭

役相勤候事^⑤

参加の理由は「騎馬不定ニ付」「後詰役に御加被成」た

めであつた。すなわち、郷士取立の目的の一つであつた。

「御留守居備」ということが、御馭初式への参加——家中

組を補充することで果されている。また注目されることは、

五藤内蔵介組の補充として配置された郷士、二十五騎の組

頭を淡輪四郎兵衛が勤めていることである。土佐藩におけ

る家臣団の軍事的編成は組編成をとつていた。それは家老

を頂点（最終的には藩主であるが）とし、五藤内蔵介組とよ

ばれるように家老の名をとつて何々組とし、大組頭——小

組頭（物頭）——一般家臣という系列で構成されていた。^④こ

の組編成の一環に郷士が組み入れられたことを淡輪四郎兵

衛の組頭就任は示している。しかし、まだ郷士のあり方は

家中組の補充部隊的意義しかもつていなかったといえる。

郷士制度そのものが完成し、家中組とは別個に組編成をな

したときに、郷士は野中兼山の執政下にあつて独自の機能

を発揮していくのである。

その後、郷士の増加にともない万治元年（一六五八）に

いたつて郷士の組編成が行なわれた。郷士の組数は四組で、

組頭には野村甚兵衛、淡輪四郎兵衛、弘井与太夫、下村弥

兵衛の四人が任命されている。

一、万治元年郷侍四組に御分被成、組頭御極被成候時、野村甚兵

衛と我等御見立を以被仰付、弘井与太夫、下村弥兵衛儀は親村

与右衛門、下村庄八横目役にて郷士初て被召出候時、先組并人

品改被仰付諸取次等仕成筋目を以、頭に被仰付、以上四組四人

に御極被成候^⑥

これまでの郷士は御徒目附役（横目役）のもとに統率さ

れていたが、この万治元年の組編成によつて郷士出身の組

頭を二人もち、組の内部もそれぞれ小組に分けられ、小組

頭がおかれるようになった。

一、右郷侍備四組之内、我組式百人之内、小組小頭拾人組、老組

ニ御扶持方御合力米被仰付候故、其選等諸事頭方吟味之上を以

郷士の組編成は、その一組が家中組の大組に相当するといえる。そうして幾組かの大組頭の上に家老が組全体の統率者として存在するように、郷士の四組の組頭の上には郷士組全体の統率者として野中兼山がいたのである。家中組がそれぞれ家老名を組名としたように、郷士組が野中兼山組と称しはしなかつたが、実質的には野中兼山——淡輪四郎兵衛等郷士組頭——小組頭——一般郷士という系列ができていた。このことは組頭の四人と野中兼山とのこれまでの関係からすれば当然のことであつたろう。野村甚兵衛にせよ、淡輪四郎兵衛にせよ、明暦元—二年の浦方における魚口徴収制度の改革に際しては惣浦奉行として野中兼山の浦方支配の推進に一役果している。また他の二人は、その親たちが郷士取立の際の人品改諸取次役を寛永三年以来勤めていた。

万治元年は郷士制度の完成した年といえよう。同時に野中兼山を頂点とする郷士の系列が整備・組織化された年でもあつた。その後寛文元年（一六六一）には郷士組は六組に再編成された^②。兼山自身も与力として郷士五十騎を預つ

た^③。年頭の御駈初式に参列する郷士は、一旦兼山の私宅に集結してから儀式に参加したといわれている^④。寛文二年の御駈初式に参加した郷士の数は六百十三騎であつた^⑤。家中組はこれに対し半分以下の二百九十六騎で、教の上では郷士組に圧倒されていた。郷士組の内訳は、野村甚兵衛組一九騎、一木権兵衛組一一三騎、田所又兵衛組一一九騎、安喜次左衛門組八二騎、下村弥兵衛組八三騎、淡輪四郎兵衛組九七騎であつた。万治元年の郷士組編成後、野中兼山の晩年である寛文初年にかけて、郷士組は家中組を圧倒し、元来初代藩主山内一豊の土佐入国を記念しての式典であつた御駈初式のあり方を変えてしまつた。形式的には藩主の家臣視閲であつたが、実質的には野中兼山の郷士組視閲の観があつたといえよう。

先に郷士を三タイプに分けて、郷士の藩政への参加の仕方を見た。なかでも、地方官僚型郷士——淡輪四郎兵衛・野村甚兵衛などが、それぞれ野中兼山の諸政策を遂行するための要職についていることを指摘した。これらの郷士が組編成によつて野中兼山のもとに統轄され、諸政策の忠実な施行者として地方支配機構の中に配置されたのである^⑥。

注目されることは郷土組の場合、その軍事的組織である組編成が、同時に行政面における指令系統をも兼ねていたことである。淡輪四郎兵衛組の郷土の中に代官や分一奉行を勤めている者のいたことを先にみたが（58頁引用史料参照）、代官はさておいて、分一奉行がもつともよくそのことを示しているといえる。淡輪四郎兵衛の西灘巡回後に「分一屋敷」が設置され、魚口徴収制度が地請から直口に変えられた。この増徴政策の展開する中で新設された分一奉行を配下の郷土が勤めていたのである。

このように郷土制度の整備を通じて、郷土は野中兼山の支配下におかれ、一本の命令系統のもとに、それぞれの持味を發揮し諸政策遂行の推進力となつていつた。治水灌溉工事のための夫役徴発に、貢租収納に、あるいは専売品の管理にと有能な下級官吏として地方支配面に活躍していたのである。

以上、野中兼山と郷土制度との関係についてみてきた。

郷土のタイプを三つに類別し、それぞれが郷土制度という機構の中で有機的に関連し合いながらも、独自の性格あるいは役割をもつことを指摘した。村役人庄屋型郷土は、自

らが庄屋を兼ねるか、あるいは庄屋など村方役人との結合で地方支配を強化した。地方官僚型郷土は地方支配機構の要請につき、諸政策の遂行を直接担当する有能な下級官僚として登場した。また初期藩営商人型郷土は商業統制の面で、とくに専売仕法の直接担当者としてその持味を發揮した。これらは家中組とは別個の組編成によつて野中兼山の統轄下におかれ、はじめて相互の有機的な結合をより強化し、兼山の諸政策施行に際しての基軸となりえたのである。

野中兼山の諸政策の目的は、幕府の過重軍役に端を発する藩財政の恒常的窮乏の克服にあつた。藩財政窮乏の原因は、一には藩の主體的なものとして生産力の低さ、領内市場形成の未成熟などがあげられる。それへの対応として展開したのが、治水灌溉工事——新田開発であり、殖産興業であつた。また農民的商品生産の発展に対して専売仕法でしぼり、その利潤を収奪しようとはかつたのもそこに発端があつた。第二に、すでに藩の財政は全国的市場との結合なしにはその均衡を保つことができなくなつていた。財政窮乏の克服は単に領国内の問題解決ではなかつた。藩自体が体制的な変革をする必要があつた。すなわち全剩余労働

を収奪するための地方支配体制の強化、同時に全国的市場に照応する領内市場を形成するための商業統制が必要であった。かかる時に郷土制度が野中兼山によつて整備され、強化されていったのである。

- ① 「楠瀬氏家記」(『土佐国地方史料』所収)
- ② 「淡輪録」(右同)
- ③ 「郷土録」(右同)
- ④ 拙稿「土佐藩における近世化政策の展開」上(『日本史研究』四五号) 参照

- ⑤・⑥・⑦ 「郷土録」
- ⑧ 「藩志内篇」Ⅺ
- ⑨ 懸車翁氏「野中兼山失脚の要因」(『土佐史談』四三号)
- ⑩ 「寛文二年正月御目見御駈初次第寛」(『郷土録』所収)
- ⑪ 「兼山は四十三人の郷土を任用して、これを代官とし、喫入六千四百四十三石の直轄地を支配せしめた」懸車翁氏前掲論文

結 び

土佐藩における初期藩政は、慶長・元和期には藩権力の確立、大名支配権の確立をはかることを課題として展開される。その展開過程で藩政をもつとも規制したものは幕府による過重軍役賦課と土佐の後進性、生産力の低さであつ

た。過重軍役は藩から家臣団へ、家臣団から農民へと転稼されるが、生産力の低さとあいまつて具体的には走り者を生むことによつて藩の貢租夫役徴収体系に支障をきたした。かかる矛盾——幕藩制的権力の構築過程で、その基礎構造を破壊していく——の集中的に表現されたものが元和末年の藩財政窮乏であつた。その意味で、寛永以降に展開される藩政は表面的には藩財政窮乏の克服策としてあらわれるが、実は幕藩的規制(幕府による過重軍役賦課)と土佐藩の主體的(転封、新興大名、家臣団構成における量的側面での不足)・客観的(小農経営の未成熟、耕地の隘少性・山林の広大性)諸条件によつて生ずる藩体制内部の矛盾の幕藩制的克服であつたのである。

元和の財政窮乏を契機に土佐藩の貢租夫役徴収体系は大きく転換する。幕府の過重軍役に対応するものとしての夫役を主とする徴収体系、すなわち単位を「門苧家数」に家におく体系——これは旧体制の踏襲として実現している——から、より照応的なものとしての「地高懸り」すなわち本百姓一般を徴収の単位とし、生産物地代を基本にすえるものへと転換していく。このことは、とりもなおさず藩

権力の現実的な基礎構造が、この時点で中世的土豪百姓から小農経営に移行していったことを意味している。したがって寛永・寛文期の土佐藩の藩政は、基本的には幕府—藩—家臣団—小農経営という幕藩制の本来的な関係を設定強化していくが、その中で幕藩的規制と藩の主體的・客観的条件の（「転封新興大名、家臣団の量的不足」）後進性、耕地の隘少性・山林の広大性、過重軍役負担、走り者の多出、特産物—材木）と諸規制をうけて展開される。

寛永・寛文期の藩政の具体的な課題は第一に藩財政の恒常的窮乏化を克服するための市場関係の整備、すなわち領主経済を全国的経済に如何に照応させるか、またそのための基盤となる領内市場を如何に強力に掌握するかにあつた。具体的には新田開発・殖産興業として展開され、藩権力の強力な施政はとくに殖産興業において商品作物の発展を促し農民の商品経済を發展させていく、これは専売品に指定された四木—桑・漆・楮・茶に特徴的にあらわれているように耕地が領国の僅か四〜五%、八〇%が山林という客観的条件に規定された山畠を利用しての商品作物生産が基軸であつた。そして、その成果は専売仕法に代表される商

業統制によつて城下町を中核とする領内商品流通網に定着させられ藩権力に収奪されていったのである。

第二の課題には、かかる農民的商品経済—小農経営の發展に対応した藩権力を如何に構築していくかということである。土佐藩では大名支配権を確立するために慶長期に支城駐屯制・地方知行制をとつたが、現実には生産力の低さに規定されて家臣団の数は少く、とくに寛永以降の小農経営の發展に照応し切れなかつた。このことの解決策としてとられたのが、藩庫の支出なしに家臣を補充しうるものとしての郷士の増強であり、その制度の整備であつた。最初の慶長郷士は走り者対策の一環として庄屋のもとにあつて地方支配機構に結びつけられ、寛永三年には藩の直宰下に組み入れられた。その後、百人衆郷士・百人衆並郷士にたつて、量的増強がはかられ、野中兼山の統轄下に家中組の軍事的組織である組編成とは別個ではあるが、同じ形態の組編成がなされ、小農民経営の發展に対応するものとして郷土制度は整備されたのである。まさに、それは土佐藩の主體的条件—家臣団の量的不足——と客観的条件——耕地の隘少性・山林の広大性——とが、幕藩的規制（最大

軍役・普請役年表（慶長11—寛文1）

年 月	軍役・普請役	献上材木	備 考
慶長11	江戸城普請		
12	駿府城普請	10,000	
13.4	〃	500	
13.8	〃	700	
14	丹波篠山城普請		
15.3-8	名古屋城普請		100石に1人 1,632人役
17	江戸城・駿府城普請		
18	(幡多郡中村城普請)		
19	江戸城普請・冬の陣		9,400人出兵
元和1	夏の陣・大阪町普請		
5.8		1,000	
6.3	大阪町普請		
8		3,000	
寛永1	二条城・大阪城普請	65,800	材木にてつとめる
2	大阪城王造□普請		
3.12	二条城普請	2,140	材木にてつとめる
〃	大阪城普請	35,600	〃
〃		27,990	此年御役木
4	仙洞御所普請	12,090	
6		53,733	
8	江戸城本丸普請	500	材木にてつとめる
10		300	或は3,000
11	二条城普請	300	材木にてつとめる
13	江戸城普請	66,440	〃
16	江戸城二ノ丸普請	1,500	〃
〃	江戸城本丸普請	56,346	〃
慶安2	江戸城西丸普請	2,510	〃（代銀受領）
4	大猷院廟造營	8,190	〃
承応2	禁裏造營	33,000	〃
明暦3	江戸城本丸普請	6,000	〃
万治1	江戸城普請	89,173	〃
寛文1		208,300	代銀 1,194貫70日

「御国年代記」・平尾道雄氏『土佐藩林業経済史』による。

限の収奪と最小限の支出）下に必然化した小農経営に対応するための土佐藩独自の家臣団編成であったといえる。かかる意味で郷士は近世的な在地家臣であり、郷士制度は近世的地方知行制の土佐藩の一変型としてとらえることができ。野中兼山の失脚後も郷士制度は存続し、寛文十二年に

郷士の組割が行われて家老預け、すなわち家中組の組編成の中に吸収されてからは、近世封建家臣の一翼として幕末まで存在した。
① 「郷士関係一件記録」（『土佐国地方史料』所収）

A Study of the Original Text
“*Goseibaishikimoku* 御成敗式目”

by

Yoshisuke Ikeuchi

I inquired into some 30 old manuscripts and publications of “*Shikimoku Chûshaku-sho*” 式目註釈書(annotated editions of samurai precepts in the *Kamakura* 鎌倉 Shogunate), and having almost finished the investigation, I reported its results last autumn to the graduate meeting of Japanese History Dept. of the Kyoto University.

These annotated editions of Samurai precepts state that each magistrate had *Kahon* 家本 or his own traditional precept, who the custodian of the precept was, the size of the precepts and the style of writing were respectively defined by each magistrate and that the words which were different from other precepts were even annotated. I presumed that “*Monchûsho Shôhon* 問注所証本 was the original text of these precepts and tried to systematize the channels of transcription. Using the *Tsugaoka* edition as a text, I compared and studied respective relation of 70 words and phrases quoted in supplementary notes of “*Chûsei Hôsei Shiriyôshû* 中世法制史料集 Vol. 1” by Mr. *Shinichi Satô*, 佐藤進一 assistant professor of the Tokyo University, one by one among 34 old manuscripts and publications. I also studied external characteristics such as the size of the precepts and the style of writing to which little attention had been paid, since external characteristics would be helpful for the study of the original text of the precepts.

The Development of early *Tosa* 土佐 Clan Government
and the Role of *Gôshi* 郷士 system

by

Tanehiro Ishiodori

Gôshi 郷士 system has been understood as a conciliatory mea-

sure for the former *Dogô* 土豪 and resident subjects, and as a secondary organization in the clan government.

This article pays attention to the role of the *Gôshi* system in the *Tosa* 土佐 clan in relation to the early clan government. The early government, under the subjective or objective conditions, had an important problem of measures against *Hashirimono* 走り者 who originated from burdensome military service of the Shogunate from *Keichô* 慶長 to *Genna* 元和 period; and from *Kanei* 寛永 to *Kanbun* 寛文 period in had a problem to overcome the inner contradiction of the clan system. The role, played by *Gôshi* consistently accentuated the intensification of local government, divided into three functional patterns of *Shôya* 庄屋 or country officials, local officials, and early clan merchants, in various aspects. The important role of *Gôshi* in the early *Tosa* clan government was due to the subjective cause of quantitative scarcity of feudal subjects and to the objective cause of low productive power owing to narrowness of cultivated land and width of forest.

The Textile Industry in Northern France in the Period of the Industrial Revolution

by

Haruhiko Hattori

Though the French Revolution was the most perfect bourgeois revolution, why didn't the subsequent development of the French capitalism go on smoothly? This is the problem which is long treated by many students and is not completely solved.

This article considers this problem through the history of the French industrial revolution. After the limit of our consideration was confined to the textile industry of Lille district in northern France, at first we analyse transition epochs and forms of this section to the factory system and explain concretely the characteristics of forming process of the industrial capital in textile